

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 福島県税条例等の一部を改正する条例
- 福島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 職員との給与に関する条例の一部を改正する条例
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 一般職の任期付職員等の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県旅券法に係る事務処理の特例に関する条例
- 福島県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例
- 福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

条 例

一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

福島県税条例等の一部を改正する条例、福島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例、県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、福島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例、福島県旅券法に係る事務処理の特例に関する条例、福島県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例、福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例、福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例及び福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

福島県条例第八十二号

福島県税条例等の一部を改正する条例

（福島県税条例の一部改正）

第一条 福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

- 第三十八条の十七中「第七十二条の十四第五項」を「第七十一条の十四第六項」に、「第七十一条の十五第四項」を「第七十一条の十五第五項」に改める。
- 第三十八条の二十五中「第七十一条の三十五第六項」を「第七十一条の三十五第七項」に、「第七十一条の三十六第四項」を「第七十一条の三十六第五項」に改める。
- 第三十八条の三十一中「第七十一条の五十五第六項」を「第七十一条の五十五第七項」に、「第七十一条の五十六第四項」を「第七十一条の五十六第五項」に改める。
- 第三十九条の十三中「第七十二条の四十六第五項」を「第七十二条の四十六第六項」に、「第七十二条の四十七第四項」を「第七十二条の四十七第五項」に改める。
- 第四十一条の十七中「第七十四条の二十三第五項」を「第七十四条の二十三第六項」に、「第七十四条の二十四第四項」を「第七十四条の二十四第五項」に改める。
- 第四十二条の十四中「第九十条第五項」を「第九十条第六項」に、「第九十一条第四項」を「第九十一条第五項」に改める。
- 第五十四条中「第三百三十二条第五項」を「第三百三十二条第六項」に、「第三百三十三条第四項」を「第三百三十三条第五項」に改める。
- 第五十七条第八項中「第六十九条第七項の」を「第六十九条第八項の」に、「第六十九条第七項中「第一項第十一号」とあるのは「第一項第六号又は第七号」を「同条第八項中「第一項第十号」とあるのは「第五十七条第一項第六号又は第七号」に改める。

第五十八条の十九中「第四百四十四条の四十七第五項」を「第四百四十四条の四十七第六項」に、「第四百四十四条の四十八第四項」を「第四百四十四条の四十八第五項」に改める。

第六十九条第一項第七号中「幼稚園」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

附則第五条の四の二第一項中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に、「平成三十一年」を「平成三十三年」に改め、同条第四項中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

附則第五条の四の三第一項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、同条第三項中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

附則第七条の三中「平成二十九年一月三十一日」を「平成三十四年一月三十一日」に改める。

附則第八条第十項中「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）附則第三条第一項」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）附則第六条第一項」に、「が積み立てる」を「であつて同法の施行の日の属する年度以降も分割して積立てをすべき金銭がなお存するもの（以下この項において「対象特定実用発電用原子炉設置者」という。）が原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第五条第一項の規定により届け出た同法第四条第一項に規定する使用済燃料再処理機構（同法第六条第一項の規定による変更があつたときは、その変更後の使用済燃料再処理機構）に対して支払う」に、「当該特定実用発電用原子炉設置者」を「当該対象特定実用発電用原子炉設置者」に、「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」に改める。

附則第九条第四項中「附則第七条第十三項」を「附則第七条第十二項」に改め、同条第五項中「附則第七条第十四項」を「附則第七条第十三項」に、「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十四項」に、「附則第七条第十六項」を「附則第七条第十五項」に改め、同条第六項中「附則第七条第十七項」を「附則第七条第十六項」に、「附則第七条第十八項」を「附則第七条第十七項」に改める。

附則第十条の二の四第二項第二号エ中「附則第四条の五第七項」を「附則第四条の五第八項」に改め、同号エ(1)中「附則第四条の五第十五項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同号オ中「附則第四条の五第八項」を「附則第四条の五第九項」に改め、同条第三項第一号ア中「附則第四条の五第九項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同号イ中「附則第四条の五第十項」を「附則第四条の五第十一項」に改め、同号エ中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第十三項」に改め、同項第二号ア中

「附則第四条の五第十三項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同号イ中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十五項」に改め、同号エ中「附則第四条の五第十五項」を「附則第四条の五第十七項」に改め、同号オ中「附則第四条の五第十六項」を「附則第四条の五第十八項」に改め、同条第四項第一号ア中「附則第四条の五第十七項」を「附則第四条の五第十九項」に改め、同号イ中「附則第四条の五第十八項」を「附則第四条の五第二十項」に改め、同号ウ中「附則第四条の五第十九項」を「附則第四条の五第二十一項」に改め、同項第二号ア中「附則第四条の五第二十項」を「附則第四条の五第二十二項」に改め、同号イ中「附則第四条の五第二十一項」を「附則第四条の五第二十三項」に改め、同号エ中「附則第四条の五第二十二項」を「附則第四条の五第二十五項」に改め、同号オ中「附則第四条の五第二十三項」を「附則第四条の五第二十六項」に改め、同条第五項中「附則第四条の五第二十四項」を「附則第四条の五第二十七項」に改める。

附則第十条の二の六第一項第六号イ中「附則第四条の四第十四項」を「附則第四条の四第十六項」に改める。

附則第十条の四第二項第五号中「附則第五条の第二十項」を「附則第五条の二第七項」に改め、同条第三項中「附則第五条の第二十一項」を「附則第五条の二第八項」に改める。

第二条 福島県税条例の一部を次のように改正する。

第三十八条の六第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の第十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の第十八第十項」に改める。

第三十八条の七第一項中「第六十八条の八十八第八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の第二十項」を「第六十八条の百七の二十三項」に改める。

第三十九条の十二の三第一項中「租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項」を「同法第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項」に、「租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の第十八第十項）を「同法第六十六条の四の三第一項及び第六十七条の第十八第十項」を「同法第六十六条の四第二十一項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の第十八第十項）に改め、同項ただし書中「租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号に掲げる」を「租税特別措置法第六十六条の四第二十一項第一号に掲げる」に改める。

第三十九条の十二の四第一項中「同条第十八項第一号」を「同法第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の第二十項」を「第六十八条の百七の二十三項」に改め、同項ただし書中「第六十八条の八十八第八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に改める。

附則第十条の四第一項中「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中

「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの
 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同
 項の表第六十一条第一項第一号アの項中「第六十一条第一項第一号ア」を「第一項第
 一号ア」に改め、同表第六十一条第一項第一号イの項中「第六十一条第一項第一号
 イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第六十一条第一項第二号アの項中「第六十一
 条第一項第二号ア」を「第一項第二号ア」に改め、同表第六十一条第一項第二号イの
 項中「第六十一条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第六十一条第
 一項第二号ウ(1)の項中「第六十一条第一項第二号ウ(1)」を「第一項第二号ウ(1)」に改
 め、同表第六十一条第一項第二号ウ(2)の項中「第六十一条第一項第二号ウ(2)」を「第
 一項第二号ウ(2)」に改め、同表第六十一条第一項第三号ア(2)の項中「第六十一条第一
 項第三号ア(2)」を「第一項第三号ア(2)」に改め、同表第六十一条第一項第三号イの項
 中「第六十一条第一項第三号イ」を「第一項第三号イ」に改め、同表第六十一条第一
 項第四号の項中「第六十一条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第六十
 一条第一項第五号アの項中「第六十一条第一項第五号ア」を「第一項第五号ア」に改
 め、同表第六十一条第一項第五号イの項中「第六十一条第一項第五号イ」を「第一項
 第五号イ」に改め、同表第六十一条第一項第五号ウの項中「第六十一条第一項第五号
 ウ」を「第一項第五号ウ」に改め、同表第六十一条第一項第五号エ(1)の項中「第六十
 一条第一項第五号エ(1)」を「第一項第五号エ(1)」に改め、同表第六十一条第一項第五
 号エ(2)の項中「第六十一条第一項第五号エ(2)」を「第一項第五号エ(2)」に改め、同表
 第六十一条第一項第五号エ(3)の項中「第六十一条第一項第五号エ(3)」を「第一項第五
 号エ(3)」に改め、同表第六十一条第一項第五号オの項中「第六十一条第一項第五号
 オ」を「第一項第五号オ」に改め、同表第六十一条第二項第一号の項中「第六十一条
 第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第六十一条第二項第二号の項中「第
 六十一条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、附則第十条の四第二項中「平成
 二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年四月一日から平
 成二十九年三月三十一日」に、「にあつては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当
 該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規
 登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改
 め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第四号中「この条」を「この項
 及び次項」に、「以下この号」を「次項」に、「平成二十七年年度以降」を「平成三十
 二年度以降」に、「(次項において「平成二十七年年度基準エネルギー消費効率」とい
 う。)に百分の百二十」を「に百分の百十」に改め、「かつ平成三十二年以降の各年度にお
 いて適用されるべきものとして定められたものをいう。」以上」を削り、同項の表第
 六十一条第一項第一号アの項中「第六十一条第一項第一号ア」を「第一項第一号ア」
 に改め、同表第六十一条第一項第一号イの項中「第六十一条第一項第一号イ」を「第
 一項第一号イ」に改め、同表第六十一条第一項第二号アの項中「第六十一条第一項第
 二号ア」を「第一項第二号ア」に改め、同表第六十一条第一項第二号イの項中「第六
 十一条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第六十一条第一項第二号

ウ(1)の項中「第六十一条第一項第二号ウ(1)」を「第一項第二号ウ(1)」に改め、同表第
 六十一条第一項第二号ウ(2)の項中「第六十一条第一項第二号ウ(2)」を「第一項第二号
 ウ(2)」に改め、同表第六十一条第一項第三号ア(1)の項中「第六十一条第一項第三号ア
 (1)」を「第一項第三号ア(1)」に改め、同表第六十一条第一項第三号ア(2)の項中「第六
 十一条第一項第三号ア(2)」を「第一項第三号ア(2)」に改め、同表第六十一条第一項第
 三号イの項中「第六十一条第一項第三号イ」を「第一項第三号イ」に改め、同表第六
 十一条第一項第四号の項中「第六十一条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、
 同表第六十一条第一項第五号アの項中「第六十一条第一項第五号ア」を「第一項第五
 号ア」に改め、同表第六十一条第一項第五号イの項中「第六十一条第一項第五号イ」
 を「第一項第五号イ」に改め、同表第六十一条第一項第五号ウの項中「第六十一条第
 一項第五号ウ」を「第一項第五号ウ」に改め、同表第六十一条第一項第五号エ(1)の項
 中「第六十一条第一項第五号エ(1)」を「第一項第五号エ(1)」に改め、同表第六十一
 条第一項第五号エ(2)の項中「第六十一条第一項第五号エ(2)」を「第一項第五号エ(2)」に
 改め、同表第六十一条第一項第五号エ(3)の項中「第六十一条第一項第五号エ(3)」を
 「第一項第五号エ(3)」に改め、同表第六十一条第一項第五号オの項中「第六十一条第
 一項第五号オ」を「第一項第五号オ」に改め、同表第六十一条第二項第一号の項中
 「第六十一条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第六十一条第二項第二
 号の項中「第六十一条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、附則第十条の四第
 三項中「平成二十七年年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「基準エネルギー
 消費効率であつて平成二十七年年度以降の各年度において適用されるべきものとして定
 められたものに百分の百二十」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三
 十一日」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日」に、「にあつて
 は平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成
 二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八
 年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を
 加え、同項の表第六十一条第一項第一号アの項中「第六十一条第一項第一号ア」を
 「第一項第一号ア」に改め、同表第六十一条第一項第一号イの項中「第六十一条第
 一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第六十一条第一項第二号アの項中
 「第六十一条第一項第二号ア」を「第一項第二号ア」に改め、同表第六十一条第一項
 第二号イの項中「第六十一条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第
 六十一条第一項第二号ウ(1)の項中「第六十一条第一項第二号ウ(1)」を「第一項第二号
 ウ(1)」に改め、同表第六十一条第一項第二号ウ(2)の項中「第六十一条第一項第二号
 ウ(2)」を「第一項第二号ウ(2)」に改め、同表第六十一条第一項第三号ア(1)の項中「第六
 十一条第一項第三号ア(1)」を「第一項第三号ア(1)」に改め、同表第六十一条第一項第
 三号ア(2)の項中「第六十一条第一項第三号ア(2)」を「第一項第三号ア(2)」に改め、同
 表第六十一条第一項第三号イの項中「第六十一条第一項第三号イ」を「第一項第三号
 イ」に改め、同表第六十一条第一項第四号の項中「第六十一条第一項第四号」を「第
 一項第四号」に改め、同表第六十一条第一項第五号アの項中「第六十一条第一項第五
 号ア」を「第一項第五号ア」に改め、同表第六十一条第一項第五号イの項中「第六十

一条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第六十一条第一項第五号ウの項中「第六十一条第一項第五号ウ」を「第一項第五号ウ」に改め、同表第六十一条第一項第五号エ(1)の項中「第六十一条第一項第五号エ(1)」を「第一項第五号エ(1)」に改め、同表第六十一条第一項第五号エ(2)の項中「第六十一条第一項第五号エ(2)」を「第一項第五号エ(2)」に改め、同表第六十一条第一項第五号エ(3)の項中「第六十一条第一項第五号エ(3)」を「第一項第五号エ(3)」に改め、同表第六十一条第一項第五号オの項中「第六十一条第一項第五号オ」を「第一項第五号オ」に改め、同表第六十一条第二項第一号の項中「第六十一条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第六十一条第二項第二号の項中「第六十一条第二項第二号」を「第二項第二号」に改める。

附則第十条の九第一項第一号を削り、同項第二号中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間 平成二十九年度分及び平成三十年年度分

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間 平成三十年年度分及び平成三十一年年度分

第三条 福島県税条例の一部を次のように改正する。

目次中 第七節 自動車取得税 を「第七節 軽油引取税」に改める。

第七節の二 軽油引取税 を「第七節 自動車取得税」に改める。

第三条第一号中「自動車取得税」を削る。

第七条第二項中「及び自動車取得税並びにこれらの税」を「並びに当該自動車税」に改める。

第九条第二項第七号を次のように改める。

七 削除

第九条第二項第九号中「道路運送車両法」の下に「(昭和二十六年法律第百八十五号)」を加える。

第三十七条中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

第三十九条の十七の二第一項中「第四十条の三の三第十二項第一号」を「第四十条の三の三第十六項第一号」に、「第四十一条の十九の五第十項」を「第四十一条の十九の五第十三項」に改める。

第三十九条の二十二の次に次の一条を加える。

(法人の事業税の市町村に対する交付)

第三十九条の二十二の二 知事は、施行令第三十五条の四の五に規定するところにより、県内の市町村に対し、納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に施行令第三十五条の四の四に規定する率を乗じて得た額を統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

第二章第七節の節名を削る。

第四十三条から第五十七条までを次のように改める。

第四十三条から第五十七条まで 削除

第二章第七節の二を同章第七節とする。

第五十九条 自動車税は、自動車(法第百四十五条第三号に規定する自動車)をいう。

以下この節において同じ。)に対し、当該自動車の取得者に環境性能割(同条第一号に規定する環境性能割をいう。以下この節において同じ。)によつて、当該自動車の所有者に種別割(同条第二号に規定する種別割をいう。以下この節において同じ。)によつて課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行(道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。)以外の目的に供するために自動車を取得した者として施行令第四十四条の二に規定するものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第百四十八条第一項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第一項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

第七十条及び第七十一条を削る。

第六十九条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第十一号中「第六十二条」を「第七十一条の十一」に改め、同条第二項中「自動車税の額」を「種別割の額」に改め、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第四項中「第六十条第二項の額」を「第七十一条の九第二項の額」に改め、同条第五項中「第六十条第二項の額」を「第六十条第二項ただし書」を「同項ただし書」に、「第六十九条第一項第二号」を「第七十一条の十八第一項第二号」に改め、同条第五項から第十二項までの規定中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第七十一条の十八とする。

第六十七条及び第六十八条を削る。

第六十六条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「法第百四十五条第二項」を「第六十条第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「法第百四十五条第二項」を「第六十条第一項」に改め、同条を第七十一条の十七とする。

第六十六条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「第五十九条第二項」を「第六十条第一項」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条を第七十一条の十六とする。

第六十五条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第七條、第十二條又は第十三條の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第十二條第一項に規定する変更登録又は移転登録」に改め、同項第二号中「第六十条」を「第七十一条の九」に改め、同項第五号中「第百

四十五条第三項」を「第百四十六条第三項」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転登録」に改め、同条第三項中「第五十九条第二項」を「第六十条第一項」に改め、同条第四項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第七十一条の十五とする。

第六十四条の二を第七十一条の十四とする。

第六十四条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第百五十条第一項」を「第百七十七条の十第一項」に、「自動車税」を「種別割」に、「同項」を「第七十一条の十一に規定する種別割」に改め、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「際」を「ときに」に、「第九条の二」を「第九条の十七」に、「第六十五条第一項」を「第七十一条の十五第一項」に改め、同条第四項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第五項中「規定によつて自動車税」を「規定により種別割」に、「においては」を「には」に、「当該自動車税」を「当該種別割」に改め、同条を第七十一条の十三とする。

第六十三条の見出し並びに同条第一項及び第四項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第七十一条の十二とする。

第六十二条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第七十一条の十一とする。

第六十一条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第三号中「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同号ア(1)中「一般乗用車」を「一般乗用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「以下自動車税について同様とする」を「(2)において同じ」に改め、同号ア(2)中「一般乗用車以外のもの以外」を「一般乗用バス以外のバス」に改め、同条第二項中「あるもの」の下に「に対して課する種別割」を加え、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条を第七十一条の十とする。

第六十条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第七十一条の九とする。

第五十九条の二の見出しを「（日本赤十字社の所有する自動車に対する種別割を非課税とする自動車の範囲）」に改め、同条中「第百四十六条第二項」を「第百四十八条第二項」に改め、同条を第七十一条の八とし、同条の前に次の十八条を加える。

（自動車税のみならず課税）

第六十条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつた

ときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の施行令第四十四条の二に規定する自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（種別割の納税管理人）

第六十一条 種別割の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、課税地を所管する地方振興局の所管区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から十日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は当該区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

（種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第六十二条 前条第二項の認定を受けていない種別割の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、発付の日から十日以内とする。

（環境性能割の課税標準）

第六十三条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第九条の三に規定するところにより算定した金額（以下この節において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第六十四条 次に掲げる自動車（法第百四十九条第一項（同条第二項において準用す

る場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第一項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第八項に規定するもの(以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率(法第百四十五条第四号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)が基準エネルギー消費効率(同条第五号に規定する基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

イ 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。)が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第三項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

エ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第四項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

ア 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第五項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第十二項に規定するもの(以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第六項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第七項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第十五項に規定するもの(以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第八項に規定するもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第十八項に規定するもの(以下この条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定め

る窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第九項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第四十九条第一項及び前項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十一項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十二項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十三項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が二・五トンを超える三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十四項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十五項に規定するもの

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十六項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

オ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十七項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

3 法第四十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4 第一項（第一号ア及びイに係る部分に限る。）及び第二項（第一号アに係る部分に限る。）の規定は、平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第九条の第二十項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として施行規則第九条の第二十一項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(3) 第一項第一号ア

基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年

法第四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率

<p>第一項第一号イ</p>	<p>度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）</p>	<p>であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号ア(3)において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値</p>
<p>(3) 第二項第一号ア</p>	<p>平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十</p>	<p>平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八</p>

第六十五条 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

第六十六条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。
 （環境性能割の申告納付）

第六十七条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第九条の五に規定する様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録（以下この号及び第七十一条の十五第一項及び第二項において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記

入の時）

四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第九条の五に規定する様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

（環境性能割の期限後申告及び修正申告納付）

第六十八条 前条第一項の規定により同項に規定する申告書（以下この節において「申告書」という。）を提出すべき者は、同項各号に規定する申告書の提出期限（以下この節において「申告書の提出期限」という。）後においても、第七十一条の四の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第一項の規定により申告納付することができる。

2 前条第一項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第六十八条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、施行規則第九条の六に規定する事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

（自動車の取得に関する報告）

第六十九条 自動車の取得をした者は、その取得価額が五十万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第四十九条第一項各号及び第二項前段並びに法第五十条第一項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、第六十七条第一項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに、施行規則第九条の五に規定する報告書を知事に提出しなければならない。

2 第六十条の規定は、前項の場合について準用する。

（環境性能割の納付の方法）

第七十条 環境性能割の納税義務者は、第六十七条第一項又は第六十八条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第七十条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。以下この項において同じ。）には、申告書又は第六十八条第二項に規定する修正申告書（以下この節において「修正申告書」という。）に納税証紙印の押印を受けることによつてしなければならない。ただし、同項の規定によつて環境性能割額を納付する場合又は規則で定める場合においては、納税証紙印に代えて、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

2 第七十一条の十四の規定は、前項の場合について準用する。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第七十一条 環境性能割の納税義務者が第六十七条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。
- 3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき期限は、その発付の日から十日以内とする。
(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)
- 第七十一条の二** 知事は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金の納税義務を免除する。
- 2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。
- 3 前項の徴収の猶予の申請をする者は、規則で定める様式の申請書に第一項の規定の適用があるべきことを証明するに足る書類を添付して、第六十七条の規定により環境性能割の申告をする際併せてこれを知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。
- 5 知事は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、徴収金を還付する。
- 6 前項の還付の申請をする者は、規則で定める様式の申請書に第一項の規定の適用があることとなつたことを証明するに足る書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- (自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)
- 第七十一条の三** 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則第九条の七に規定するものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合に、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。
- 2 知事は、環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。
- 3 前二項の規定により環境性能割の納税義務の免除又はその還付を申請する者は、規則で定める様式の申請書に前二項の規定の適用があるべきことを証明するに足る書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (環境性能割の更正、決定等に関する通知)
- 第七十一条の四** 法第二十条の九の三第四項又は法第六十八条第四項の規定による環境性能割に係る更正若しくは決定の通知、法第七十一条第五項の規定による環境性能割に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第七十二条第五項の規定による環境性能割に係る重加算金額の決定の通知は、規則で定める様式の通知書により行う。
(環境性能割の不足税額等の納付手続)
- 第七十一条の五** 環境性能割の納税義務者は、前条の通知書により通知を受けた場合において、不足税額があるときは、当該不足税額並びに法第六十九条第二項の規定による延滞金額及び法第七十一条の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第七十二条の規定による重加算金額をそれぞれ当該通知書の納期限までに納付書により納付しなければならない。
- 2 前項の納期限は、前条の通知書により通知をした日から一月を経過する日とする。
(環境性能割の市町村に対する交付)
- 第七十一条の六** 知事は、納付された環境性能割額に相当する額に施行令第四十四条の七に規定する率を乗じて得た額の百分の六十五に相当する額を、施行令第四十四条の八に規定するところにより、県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他施行規則第九条の八に規定するものを除く。）の延長及び面積に按分して交付する。
- 2 前項の市町村道の延長及び面積は、施行規則第九条の十に規定するところにより算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種別その他の事情を参酌して、施行規則第九条の十一に規定するところにより補正する。
(環境性能割の減免)
- 第七十一条の七** 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、納税義務者の申請により、環境性能割を減免する。
 - 一 災害により滅失又は損壊した自己の所有に係る自動車に代わる自動車（次項及び第三項において「代替取得自動車」という。）を当該滅失又は損壊のあつた日から三月以内に取得した場合における自動車の取得
 - 二 救急の用に供する自動車（社会福祉法人恩賜財団済生会、農業協同組合連合会又は国民健康保険団体連合会が取得するものに限る。）の取得
 - 三 日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車の取得
 - 四 へき地巡回診療の用に供する自動車（日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、農業協同組合連合会又は国民健康保険団体連合会が取得するものに限る。）の取得
 - 五 身体に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定める者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定める者（以下「精神障害者」という。）に係る次に掲げる自動車（一人の身体障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）について、自家用のもの一台に限る。）の取得

- ア 身体障害者等が取得した自動車で、当該身体障害者等が運転するもの
- イ 身体障害者等が取得した自動車（身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者にあつては、その者と生計を一にする者が取得した自動車を含む。）で、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの
- 六 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得
- 七 次に掲げる自動車の取得
- ア 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車
- イ 専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車で営業用のもの
- ウ 身体障害者等の利用に供するためのものと認められる超低床型バス
- 2 前項第一号に該当する自動車の取得に係る環境性能割の減免すべき税額は、滅失又は損壊した自動車の滅失又は損壊直前における価額（当該滅失又は損壊直前における価額が代替取得自動車の取得価額を超える場合においては、当該代替取得自動車の取得価額）に第六十四条に規定する税率を乗じて得た額に相当する額とする。
- 3 第一項第一号に該当する自動車の取得に係る環境性能割の減免を受けようとする者は、第六十七条の規定による申告をする際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- 二 代替取得自動車の種類及び用途並びに乗車定員又は最大積重量
- 三 定置場
- 四 代替取得自動車の登録番号
- 五 災害により滅失又は損壊した自動車の取得年月日、種類、用途及び登録番号
- 六 減免を受けようとする理由
- 4 第七十一条の九第二項の規定は、第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する自動車の取得に係る環境性能割の減免を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第三号に掲げる自動車について同項ただし書の規定によつて知事の承認を受けようとする者」とあるのは「前項第一号から第三号までのいずれかに該当する自動車の取得に係る環境性能割の減免を受けようとする者」と、「普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限前七日までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納税証紙印の押印を受けてその税金を払い込むこととされている際に」とあるのは「申告納付することとされている際に」と、「免除」とあるのは「減免」と読み替えるものとする。
- 5 第七十一条の十八第五項の規定は、第一項第五号に該当する自動車の取得に係る環境性能割の減免を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第五項中「自動車に係る種別割」とあるのは「自動車の取得に係る環境性能割」と、「普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限まで（次項に該当する場合にあつては、当該年度の二月末日まで）」に、「証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納税証紙印の押印を受けてその税金を払い込むこととされている際に」とあるのは「減免」と読み替えるものとする。

- いる際（次項に該当する場合にあつては、当該年度の二月末日まで）に」とあるのは「申告納付することとされている際に」と読み替えるものとする。
- 6 第一項第七号ア又はイに該当する自動車の取得に係る環境性能割の減免すべき税額は、当該自動車の取得価額のうち身体障害者等の利用に供するための構造上の特別の仕様若しくは構造変更又は身体障害者等が運転するための構造上の特別の仕様若しくは構造変更に要した金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額とする。
- 7 第一項第七号ウに該当する自動車の取得に係る環境性能割の減免すべき税額は、当該自動車の取得価額のうち車椅子固定装置、スロープ板及び車高調整機能に係る装置に要した金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額とする。
- 8 第七十一条の十八第八項の規定は、第一項第六号又は第七号に該当する自動車の取得に係る環境性能割の減免を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第八項中「第一項第十号」とあるのは「第七十一条の七第一項第六号又は第七号」と、「自動車に係る種別割」とあるのは「自動車の取得に係る環境性能割」と、「普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限前七日までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納税証紙印の押印を受けてその税金を払い込むこととされている際に」とあるのは「申告納付することとされている際に」と、「専ら身体障害者等の利用に供するための構造上の特別の仕様の内容又は構造変更の内容」とあるのは「専ら身体障害者等の利用に供するための構造上の特別の仕様の内容若しくは構造変更の内容又は身体障害者等の利用に供するための仕様若しくは身体障害者等が運転するための構造上の特別の仕様の内容若しくは構造変更の内容及びこれに要した金額」と読み替えるものとする。
- 附則第五条の四第一項第二号ウ中「第十条の五の四」を「第十条の五の三」に改める。
- 附則第七条の三「百分の四」を「百分の一・八」に改める。
- 附則第七条の四の四第一項及び第三項中「百分の五」を「百分の二・九」に改める。
- 附則第八条の二及び附則第八条の二の二の二を次のように改める。
- 第八条の二及び第八条の二の二 削除**
- 附則第十条の二から第十条の二の七までを次のように改める。
- 第十条の二から第十条の二の七まで 削除**
- 附則第十条の三の見出し及び同条第一項中「自動車税」の下に「種別割」を加え、同条第二項中「第六十条第二項」を「第七十一条の九第二項」に改め、「自動車税」の下に「種別割」を加え、同条の次に次の一条を加える。
- （自動車税の環境性能割の税率の特例）**
- 第十条の三の二 営業用の自動車に対する第六十四条第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。**

第一項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の一	百分の〇・五
第二項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の一

附則第十条の四の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ」を「法第百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。以下この条において同じ」を「同項第二号に規定する天然ガス自動車を用いる」に、「メタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車」として用いる「同条第二項」に、「同条第三項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車」として用いる「同条第二項」を「同条第二項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車」として用いる「同条第一項」に、「内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の同条第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第五条第五項に規定するものをいう。第二項第三号において同じ」を「法第百四十九条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス（一般乗用バスに限る。）」を「第七十一条の十第一項第三号ア(1)に規定する一般乗用バス」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第六十一条」を「同条」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項」を「第六十条第三項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第六十四条第一項第二号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第十条の五及び第十条の六を削る。

附則第十条の七の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条中「第六十九条第一項第一号」を「第七十一条の十八第一項第一号」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条を附則第十条の五とする。

附則第十条の八の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条中「第六十九条」を「第七十一条の十八」に改め、同条を附則第十条の六とし、同条の次に次の二条を加える。

（東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車等の代替自動車に対する自動車税の環境性能割の納税義務の免除）

第十条の七 避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電所の事

故に關して原子力規制委員会設置法附則第五十四条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に對して行つた同法第二十八条第二項の規定により読み替へて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車等を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この項において「自動車等持出困難区域」という。）内の自動車等（自動車又は法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この項において同じ。）（以下この項において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第六十条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）又は施行令附則第三十二条第四項に掲げる者が対象区域内自動車等以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が次に掲げる自動車等で施行令附則第三十二条第二項に掲げるもの（以下この項において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車税の環境性能割に係る徴収金の納税義務を免除する。

一 自動車等持出困難区域内に当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続してあつた自動車等で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等で、次に掲げる自動車等の区分にそれぞれ次に定めるもの

ア 自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項に規定する自動車に該当するもの 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号において「引取業者」という。）に引き渡したものの

イ アに掲げる自動車等以外の自動車等 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等で、次に掲げる自動車等の区分にそれぞれ次に定めるもの

ア 自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当するもの 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止

故に關して原子力規制委員会設置法附則第五十四条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に對して行つた同法第二十八条第二項の規定により読み替へて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車等を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この項において「自動車等持出困難区域」という。）内の自動車等（自動車又は法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この項において同じ。）（以下この項において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第六十条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）又は施行令附則第三十二条第四項に掲げる者が対象区域内自動車等以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が次に掲げる自動車等で施行令附則第三十二条第二項に掲げるもの（以下この項において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車税の環境性能割に係る徴収金の納税義務を免除する。

一 自動車等持出困難区域内に当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続してあつた自動車等で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等で、次に掲げる自動車等の区分にそれぞれ次に定めるもの

ア 自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項に規定する自動車に該当するもの 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号において「引取業者」という。）に引き渡したものの

イ アに掲げる自動車等以外の自動車等 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等で、次に掲げる自動車等の区分にそれぞれ次に定めるもの

ア 自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当するもの 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止

し、又は引取業者に引き渡したものの
 イ アに掲げる自動車等以外の自動車等 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの
 2 前項の規定の適用については、法附則第五十三条の二第四項から第七項までに規定するところによる。

(地方振興局長の長に対する知事の権限の特例)
第十条の八 当分の間、第七条第二項中「並びに当該自動車税」とあるのは、「及び法附則第二十九条の九第一項の規定により県が賦課徴収することとなる軽自動車税の環境性能割並びにこれらの税」とする。

附則第十条の九を削る。

(福島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 福島県税条例の一部を改正する条例(平成二十四年福島県条例第五十六号)を次のように改正する。

附則第一条第三号中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則第八条及び附則第九条中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に改める。

附則第十条中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に、「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、三十一年新条例附則第八条の六第一項後段及び第二項後段の規定により読み替えられた三十一年新条例第三十九条の二十六第一項に規定する事業者が、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号。以下この項及び次条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。) 附則第三十九条第一項に規定する適用対象期間における同項に規定する卸売業及び同項に規定する小売業に係る同項に規定する課税仕入れ等の税額の合計額の計算(次条第二項において「適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算」という。) について平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、前項の規定にかかわらず、三十一年新条例附則第八条の六第一項後段及び第二項後段の規定により読み替えられた三十一年新条例第三十九条の二十六第一項に規定するの二十六第一項の規定を適用する。

附則第十一条中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に、「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」を「三十一年経過措置対象課税仕入れ等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、三十一年新条例附則第八条の六第一項後段及び第二項後段の規定により読み替えられた三十一年新条例第三十九条の二十六第二項に規定する事業者が、適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算について平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定の適用を受けるときは、当該事業者

に対しては、前項の規定にかかわらず、三十一年新条例附則第八条の六第一項後段及び第二項後段の規定により読み替えられた三十一年新条例第三十九条の二十六第二項の規定を適用する。

附則第十二条中「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に、「二十九年旧条例」を「三十一年旧条例」に改める。

附則第十三条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「二十九年新条例」を「三十一年新条例」に改め、「含む」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「十九分の十」を「十七分の十」に、「十九分の九」を「十七分の七」に改め、同条に次の一項を加える。

2 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における三十一年新条例附則第八条の八の規定により読み替えて適用される三十一年新条例第三十九条の三十四の規定の適用については、三十一年新条例附則第八条の八の規定により読み替えて適用される三十一年新条例第三十九条の三十四第一項中「二十二分の十」とあるのは「二十一分の十」と、三十一年新条例附則第八条の八の規定により読み替えて適用される三十一年新条例第三十九条の三十四第二項中「二十二分の十二」とあるのは「二十一分の十一」とする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中福島県税条例第三十八条の十七、第三十八条の二十五、第三十八条の三十一、第三十九条の十三、第四十一条の十七、第四十二条の十四、第五十四条及び第五十八条の十九の改正規定 平成二十九年一月一日
- 二 第二条並びに附則第五条第一項から第五項まで及び第八条の規定 平成二十九年四月一日
- 三 第三条中福島県税条例附則第五条の四の改正規定 平成三十年一月一日
- 四 附則第五条第六項の規定 平成三十年四月一日
- 五 第三条中福島県税条例第三十九条の十七の二の改正規定 平成三十一年一月一日
- 六 第三条(第三号及び前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第六条、第七条、第九条及び第十条の規定 平成三十一年十月一日

第二条 第一条の規定による改正後の福島県税条例(附則第四条において「二十八年新条例」という。) 附則第八条第十項の規定は、平成二十八年十月一日から適用する。

(県民税に関する経過措置)

第三条 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の福島県税条例(以下「三十一年新条例」という。) 第三十七条、附則第七条の三並びに附則第七条の四の四第一項及び第三項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第四条 二十八年新条例附則第八条第十項の規定は、平成二十八年十月一日以後に電気事業法（昭和三十九年法律第七十一号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者（以下この項において「一般送配電事業者」という。）が、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）附則第六条第一項の規定により二十八年新条例附則第八条第十項に規定する対象特定実用発電用原子炉設置者が同項に規定する使用済燃料再処理機構に対して支払う金銭に相当する金額を当該対象特定実用発電用原子炉設置者に交付する場合における収入金額について適用し、同日前に一般送配電事業者が、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）附則第三条第一項の規定により同項に規定する特定実用発電用原子炉設置者が積み立てる金銭に相当する金額を当該特定実用発電用原子炉設置者に交付した場合における収入金額については、なお従前の例による。

第五条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の福島県条例（以下「二十九年新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 二十九年新条例第三十九条第一項第一号アに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度の二十九年新条例第三十九条の四第一項第一号アに規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下この条において同じ。）で除して計算した金額。次項から第五項までにおいて「平成二十九年分調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、当該事業年度に係る二十九年新条例第三十九条の七第一項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十九年分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十二条の二十五の規定により申告納付すべき事業税額、新法第七十二条の二十八の規定により申告納付すべき事業税額又は新法第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（次項から第五項までにおいて「平成二十九年分法人事業税額」という。）から控除する。

一 当該事業年度の二十九年新条例第三十九条の四第一項第一号アに規定する付加価値額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における福島県条例等の一部を改正する条例（平成二十八年条例第五十九号）第一条の規定による改正前の福島県条例（以下「二十八年旧条例」という。）第三十九条の七第一項第一号アに規定する税率によつて定め

た率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
二 当該事業年度の二十九年新条例第三十九条の四第一項第一号イに規定する資本金等の額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の資本金等の額とし、当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における二十八年旧条例第三十九条の七第一項第一号イに規定する税率によつて定められた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の二十九年新条例第三十九条の四第一項第一号ウに規定する所得を二十九年新条例第三十九条の七第二号ウの表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分した金額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係道府県に分割した後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における当該区分に應ずる二十八年旧条例附則第八条の二の規定により読み替えられた二十八年旧条例第三十九条の七第一項第一号ウの表の下欄に掲げる税率によつて定められた率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

3 二十九年新条例第三十九条第一項第一号アに掲げる法人で、平成二十九年分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十九年分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十九年分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを二十億円を除いて得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十九年分法人事業税額から控除するものとする。

4 二十九年新条例第三十九条第一項第一号アに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成二

十九年度分調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る二十九年新条例第三十九条の七第三項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十九年分分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十九年分分法人事業税額から控除するものとする。

一 当該事業年度の二十九年新条例第三十九条の四第一項第一号アに規定する付加価値額を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の付加価値額（当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における二十八年旧条例第三十九条の七第三項第一号アに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の二十九年新条例第三十九条の四第一項第一号イに規定する資本金等の額を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の資本金等の額（当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における二十八年旧条例第三十九条の七第三項第一号イに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の二十九年新条例第三十九条の四第一項第一号ウに規定する所得を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における二十八年旧条例附則第八条の二の規定により読み替えられた二十八年旧条例第三十九条の七第三項第一号ウに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

5 二十九年新条例第三十九条第一項第一号アに掲げる法人で、平成二十九年分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十九年分分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十九年分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを二十億円を除いて得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十九年分分法人事業税額から控除する。

6 第二項から前項までの規定は、二十九年新条例第三十九条第一項第一号アに掲げる

法人に対する平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項		第三項		第四項	
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	平成二十九年分調整後付加価値額	平成三十年分調整後付加価値額	平成二十九年分調整後付加価値額	平成三十年分調整後付加価値額
平成二十九年分分基準法人事業税額	平成三十年分分基準法人事業税額	平成二十九年分分基準法人事業税額	平成三十年分分基準法人事業税額	平成二十九年分分基準法人事業税額	平成三十年分分基準法人事業税額
二分の一	四分の一	二十億円	四十億円	二分の一	四分の一

前項	平成二十九年度分法人事業税額	平成二十九年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分基準法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額
	平成二十九年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分基準法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額
	二十億円で	四十億円で		
	平成二十九年度分法人事業税額	平成三十年分調整後付加価値額	平成三十年分基準法人事業税額	平成三十年分法人事業税額

第六条 三十一年新条例第三十九条の二十二の二の規定は、附則第一条第六号に掲げる

規定の施行の日以後に納付される法人の事業税に係る法人事業税交付金（三十一年新条例第三十九条の二十二の二の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の事業税に係る交付金をいう。以下この項から第三項まで同じ。）について適用する。ただし、平成三十一年度内に限り、法人事業税交付金については、同年度内に交付しないで、平成三十二年度に交付すべき法人事業税交付金に加算して交付する。

2 平成三十二年度における法人事業税交付金に係る三十一年新条例第三十九条の二十二の二の規定の適用については、同条中「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数」とあるのは、「各市町村の市町村民税の法人税割額」とする。

3 平成三十三年度及び平成三十四年度における法人事業税交付金に係る三十一年新条例第三十九条の二十二の二の規定の適用については、同条中「従業者数」とあるのは、「従業者数及び市町村民税の法人税割額」とする。

4 前二項の規定により読み替えられた三十一年新条例第三十九条の二十二の二に規定する市町村民税の法人税割額は、施行規則で定めるところにより算定する。

第七條 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

第八條 二十九年新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

第九條 三十一年新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2 三十一年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成三十一年度分の附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車

税の種別割及び平成三十二年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

（地方法人特別税に関する経過措置）
第十条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第三条の規定による改正前の福島県条例（次項において「三十一年旧条例」という。）附則第八条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

2 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課徴収する地方法人特別税については、三十一年旧条例附則第八条の二の二の規定は、なおその効力を有する。

（税 務 課）

福島県条例第八十三号

福島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

福島県産業廃棄物税条例（平成十七年福島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第七百三十三条の十八第六項」を「第七百三十三条の十八第七項」に、「第七百三十三条の十九第四項」を「第七百三十三条の十九第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

（税 務 課）

福島県条例第八十四号

県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和二十二年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百六十」を「百分の百六十五」に改める。

附則に次の一項を加える。
平成二十八年十二月に支給する期末手当に関する第五条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十五」とあるのは、「百分の百七十」とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の県議会の議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の県議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による

期末手当の内払とみなす。

(人 事 課)

福島県条例第八十五号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「四十一万三千三百円」を「四十一万三千八百円」に改める。

第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職九級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。

第八条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第八条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職八級職員等」という。))にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき一万円とする。

第九条第一項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「(行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、行政職九級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第一号中「場合」の下に「(行政職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者があつた場合を除く。)」を加え、同項第二号中「前条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行政職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者があつた場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「扶養親族」の下に「(行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「扶養親族」を「行政職九級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子

で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族(行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「行政職九級以上職員等以外の職員から行政職九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級以上職員等となつた日」を、「扶養親族」の下に「(行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族(行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))で第一項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行政職九級以上職員等が行政職九級以上職員等以外の職員となつた場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行政職八級職員等が行政職八級職員等及び行政職九級以上職員等以外の職員となつた場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職九級以上職員等以外のものが行政職九級以上職員等となつた場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行政職八級職員等及び行政職九級以上職員等以外のものが行政職八級職員等となつた場合

七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十条第二項第二号中「四万六千五百円」を「四万三千四百円」に改める。

第十七条の四第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十」に、「百分の四十七・五」を「百分の五十」に改める。

附則第六項中「四十一万三千三百円」を「四十一万三千八百円」に、「四十六万三千三百円」を「四十六万三千八百円」に改める。

附則第十一項中「百分の〇・七二」を「百分の〇・七六五」に、「百分の〇・九」を

「百分の〇・九四五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改める。
別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)
行政職給料表

職員の区分	職務の等級	給料月額									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
再任用職員以外の職員	1	144,800	196,500	233,200	267,000	294,200	325,800	371,300	418,300	470,000	535,000
	2	145,900	198,300	234,900	269,100	296,500	328,100	374,000	420,800	473,100	538,100
	3	147,100	200,200	236,500	271,100	298,800	330,400	376,600	423,300	476,200	541,300
	4	148,200	202,000	238,200	273,200	301,100	332,700	379,300	425,900	479,300	544,400
	5	149,400	203,600	239,700	275,200	303,300	335,000	381,400	427,800	482,300	547,700
	6	150,600	205,400	241,300	277,300	305,600	337,100	384,000	430,100	485,400	550,000
	7	151,700	207,200	243,000	279,300	307,800	339,400	386,500	432,400	488,600	552,500
	8	152,800	208,900	244,600	281,400	310,000	341,700	389,100	434,600	491,700	555,100
	9	153,900	210,600	246,200	283,600	312,300	343,900	391,700	436,600	494,700	557,600
	10	155,300	212,500	247,700	285,600	314,600	346,100	394,400	438,700	497,800	559,400
11	156,600	214,300	249,300	287,700	316,900	348,200	397,100	440,800	500,900	561,200	
12	158,000	216,100	250,800	289,900	319,200	350,400	399,800	442,900	504,000	562,900	
13	159,400	217,600	252,400	292,000	321,500	352,500	402,400	444,900	506,800	564,800	
14	160,900	219,500	253,800	294,100	323,600	354,500	404,700	446,800	509,100	566,200	
15	162,400	221,300	255,200	296,200	325,800	356,600	407,000	448,800	511,500	567,600	
16	164,000	223,000	256,700	298,200	328,000	358,800	409,400	450,800	513,900	568,900	
17	165,400	224,800	258,100	300,300	330,300	360,700	411,300	452,800	516,100	570,000	
18	167,000	226,500	260,000	302,400	332,400	362,700	413,300	454,600	517,600	571,000	
19	168,500	228,200	261,700	304,600	334,500	364,700	415,200	456,400	519,100	572,000	
20	170,000	229,800	263,600	306,700	336,600	366,700	417,100	458,200	520,500	572,900	
21	171,500	231,300	265,200	308,800	338,700	368,700	419,000	460,000	521,900	573,900	
22	174,200	233,100	267,100	310,900	340,800	370,700	420,800	461,500	523,300		
23	176,800	234,700	268,900	313,000	342,900	372,600	422,700	463,000	524,800		
24	179,500	236,300	270,800	315,100	345,000	374,600	424,600	464,500	526,200		
25	182,400	237,800	272,700	317,100	346,600	376,600	426,500	466,000	527,500		
26	184,100	239,400	274,500	319,200	348,600	378,600	428,000	467,300	528,600		
27	185,900	240,800	276,400	321,300	350,600	380,600	429,600	468,600	529,700		
28	187,600	242,200	278,400	323,400	352,600	382,700	431,200	469,700	530,900		
29	189,100	243,500	280,200	325,400	354,400	384,400	432,900	470,800	532,000		
30	191,000	244,600	282,100	327,500	356,300	386,200	434,200	471,700	532,900		
31	192,800	245,800	284,000	329,600	358,200	388,000	435,500	472,500	533,800		
32	194,500	247,000	285,900	331,700	360,000	389,800	436,800	473,200	534,600		

33	196,200	248,300	287,600	333,300	362,000	391,400	438,000	473,900	535,500
34	197,800	249,700	289,500	335,300	363,800	392,800	439,300	474,700	536,400
35	199,300	251,000	291,400	337,400	365,600	394,300	440,700	475,400	537,100
36	200,800	252,300	293,200	339,500	367,500	395,900	442,000	476,100	537,800
37	202,100	253,300	295,000	341,500	369,000	397,500	443,200	476,600	538,400
38	203,500	254,800	296,800	343,500	370,300	398,700	444,000	477,200	539,000
39	204,800	256,200	298,600	345,500	371,700	400,000	444,800	477,800	539,600
40	206,000	257,800	300,500	347,500	373,100	401,200	445,600	478,500	540,200
41	207,500	259,200	302,400	349,500	374,400	402,400	446,200	479,100	540,900
42	208,800	260,600	304,100	351,400	375,400	403,600	446,900	479,500	
43	210,200	262,000	305,800	353,300	376,500	404,700	447,600	479,800	
44	211,500	263,400	307,500	355,100	377,600	405,800	448,400	480,300	
45	212,700	264,600	309,200	356,800	378,600	406,600	449,200	480,800	
46	214,000	266,000	310,900	358,300	379,400	407,300	450,000		
47	215,400	267,400	312,600	359,800	380,300	408,000	450,500		
48	216,700	268,700	314,300	361,300	381,200	408,600	451,200		
49	217,900	269,900	315,500	362,800	382,200	409,200	451,700		
50	219,000	271,200	317,000	363,700	383,000	409,800	452,100		
51	220,000	272,400	318,600	364,800	383,700	410,400	452,500		
52	221,200	273,700	320,300	365,800	384,600	411,000	452,900		
53	222,300	274,900	321,900	366,800	385,300	411,400	453,400		
54	223,400	276,100	323,400	367,900	386,000	411,700	453,800		
55	224,300	277,400	325,000	369,000	386,700	412,000	454,100		
56	225,200	278,700	326,600	370,000	387,400	412,300	454,400		
57	226,000	279,900	328,200	370,900	388,000	412,500	454,700		
58	226,900	281,000	329,400	371,600	388,600	412,900	455,100		
59	227,800	282,100	330,600	372,300	389,200	413,200	455,400		
60	228,700	283,200	331,800	373,000	389,900	413,400	455,600		
61	229,400	284,300	332,700	373,300	390,400	413,900	455,900		
62	230,300	285,300	333,600	373,900	391,000	414,100			
63	231,300	286,300	334,400	374,600	391,600	414,400			
64	232,200	287,300	335,200	375,300	392,200	414,700			
65	233,000	288,200	336,100	375,800	392,600	415,000			
66	234,000	289,100	336,500	376,500	393,300	415,300			
67	234,900	290,000	337,300	377,200	393,900	415,500			
68	235,900	290,900	338,100	377,800	394,500	415,800			
69	236,600	291,700	338,800	378,300	394,900	416,100			
70	237,400	292,400	339,500	378,900	395,400	416,400			

71	238,100	293,200	340,200	379,500	396,100	416,700
72	238,900	294,100	340,900	380,100	396,600	416,900
73	239,700	295,000	341,500	380,600	396,900	417,100
74	240,400	295,500	342,100	381,200	397,400	417,400
75	241,100	295,900	342,700	381,900	397,700	417,700
76	241,800	296,300	343,200	382,500	398,100	417,900
77	242,400	296,500	343,500	383,000	398,400	418,100
78	243,200	296,900	344,000	383,500	398,700	418,600
79	244,000	297,300	344,500	384,100	399,000	419,100
80	244,700	297,600	345,000	384,600	399,200	419,600
81	245,400	297,800	345,400	385,100	399,400	420,000
82	246,200	298,100	345,900	385,700	399,800	420,300
83	246,900	298,400	346,400	386,100	400,100	420,900
84	247,600	298,700	346,900	386,500	400,300	421,600
85	248,300	299,000	347,300	386,900	400,500	422,100
86	249,000	299,300	347,700	387,400	401,100	422,400
87	249,700	299,600	348,200	387,800	401,800	423,000
88	250,400	300,000	348,600	388,100	402,500	423,700
89	251,200	300,300	348,900	388,600	402,900	424,100
90	251,700	300,600	349,400	389,200	403,400	
91	252,200	301,000	349,900	389,700	403,800	
92	252,700	301,300	350,300	390,100	404,400	
93	253,000	301,500	350,500	390,300	404,900	
94		301,800	350,900	390,600		
95		302,200	351,400	391,000		
96		302,600	351,800	391,400		
97		302,800	351,900	391,700		
98		303,100	352,400	392,200		
99		303,400	352,700	392,600		
100		303,800	353,100	393,000		
101		304,000	353,500	393,300		
102		304,400	353,900			
103		304,800	354,300			
104		305,100	354,600			
105		305,300	355,100			
106		305,600	355,500			
107		306,000	355,900			
108		306,300	356,300			

再任用職員	109	306,500	356,700							
	110	306,900	357,000							
	111	307,300	357,400							
	112	307,600	357,700							
	113	307,700	358,200							
	114	308,100								
	115	308,300								
	116	308,700								
	117	308,900								
	118	309,100								
	119	309,400								
	120	309,600								
	121	309,900								
	122	310,200								
	123	310,500								
	124	310,800								
	125	311,100								
再任用職員		220,000	261,100	281,100	296,600	322,600	365,400	399,600	452,100	534,700

別表第2 (第3条関係)
公安職給料表

職員の区分	職務の等級	給料月額									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
再任用職員以外の職員	1	168,400	184,300	211,700	252,400	297,500	325,000	354,700	390,600	433,400	470,100
	2	170,100	186,100	213,700	254,100	299,700	327,300	357,000	392,900	435,300	473,200
	3	171,700	187,900	215,800	255,800	301,900	329,600	359,300	395,100	437,300	476,300
	4	173,400	189,700	217,800	257,500	304,200	332,000	361,600	397,200	439,200	479,400
	5	175,100	191,700	219,700	259,400	306,300	334,300	363,700	399,100	440,600	482,500
	6	177,000	194,000	221,700	261,200	308,500	336,500	365,900	401,100	442,300	485,600
	7	178,800	196,300	223,700	263,000	310,700	338,800	368,000	403,100	444,000	488,800
	8	180,700	198,600	225,600	264,800	313,000	341,100	370,200	405,000	445,600	491,900
	9	182,500	200,800	227,800	266,400	315,100	343,200	372,300	406,800	447,300	494,900
	10	184,200	203,400	229,600	268,100	317,400	345,500	374,500	408,900	449,000	498,000

11	186,100	205,900	231,300	269,400	319,700	347,900	376,700	410,900	450,700	501,000
12	187,800	208,400	233,100	270,900	322,000	350,200	378,900	413,000	452,400	504,000
13	189,800	210,900	235,000	272,600	324,100	352,300	381,100	415,000	453,700	506,900
14	191,900	212,700	236,900	274,000	326,400	354,400	383,200	417,100	455,300	509,200
15	194,100	214,400	238,800	275,200	328,700	356,600	385,500	419,200	457,000	511,500
16	196,200	216,200	240,700	276,500	331,000	358,900	387,700	421,200	458,800	513,900
17	198,600	218,000	242,300	277,800	333,000	361,200	389,600	423,100	460,400	516,100
18	201,100	219,900	244,100	279,300	335,300	363,300	391,700	424,800	462,200	517,600
19	203,500	221,700	245,900	280,800	337,500	365,300	393,800	426,500	464,000	519,100
20	205,900	223,600	247,700	282,300	339,800	367,500	395,900	428,200	465,800	520,400
21	208,700	225,400	249,500	283,500	341,900	369,600	397,800	430,000	467,300	521,600
22	210,500	227,200	251,000	285,000	344,000	371,600	399,700	431,600	469,000	523,100
23	212,300	228,900	252,500	286,500	346,100	373,700	401,800	433,100	470,700	524,600
24	214,100	230,700	253,900	288,100	348,300	375,900	403,900	434,700	472,400	526,100
25	216,200	232,400	255,400	289,000	350,300	377,800	405,900	436,000	474,200	527,200
26	218,000	234,100	256,900	291,100	352,400	379,900	407,800	437,400	475,700	528,300
27	219,800	235,800	258,200	293,100	354,500	382,000	409,800	439,000	477,100	529,500
28	221,500	237,500	259,300	295,400	356,700	384,100	411,800	440,500	478,500	530,700
29	223,600	239,000	260,700	297,800	358,700	386,100	413,800	441,900	479,700	531,800
30	225,400	240,800	261,800	299,700	360,800	388,200	415,500	443,600	480,500	532,700
31	227,100	242,600	263,100	301,500	362,900	390,300	417,200	445,300	481,200	533,600
32	228,900	244,400	264,300	303,400	365,000	392,400	419,000	447,000	481,900	534,500
33	230,800	246,000	265,400	305,200	366,900	394,400	420,800	448,600	482,300	535,400
34	232,500	247,500	266,600	307,000	369,000	396,500	422,300	450,300	483,000	536,100
35	234,200	249,100	267,800	308,900	371,000	398,600	423,900	452,000	483,700	537,000
36	235,900	250,600	269,100	310,900	373,100	400,700	425,500	453,600	484,400	537,500
37	237,500	252,200	270,000	312,700	375,100	402,400	426,800	455,100	484,600	538,300
38	239,300	253,700	271,200	314,600	377,200	404,000	428,300	455,700	485,300	538,900
39	241,100	255,000	272,300	316,500	379,300	405,500	429,800	456,400	485,800	539,700
40	242,900	256,400	273,300	318,400	381,300	407,000	431,400	457,100	486,300	540,400
41	244,400	258,000	274,400	320,300	383,500	408,200	432,900	457,600	486,800	540,900
42	245,800	259,200	275,900	322,100	385,600	409,500	434,200	458,300	487,200	
43	247,100	260,500	277,400	324,000	387,700	410,500	435,500	459,000	487,600	
44	248,400	262,000	278,600	325,900	389,800	411,500	436,800	459,600	488,000	
45	249,700	263,100	279,900	327,800	391,500	412,400	437,600	460,300	488,400	
46	250,800	264,400	281,500	329,700	393,300	413,600	438,400	460,800		
47	251,800	265,700	283,100	331,600	394,900	414,800	439,200	461,200		
48	252,800	267,100	284,800	333,500	396,700	416,100	440,000	461,700		

49	253,700	268,000	286,300	335,100	398,300	417,300	440,700	462,200
50	254,800	269,400	288,000	336,700	399,000	418,100	441,200	462,700
51	255,900	270,500	289,700	338,300	400,000	418,900	441,600	463,000
52	257,100	271,600	291,500	340,000	401,200	419,700	441,900	463,500
53	258,000	272,600	292,900	341,700	402,500	420,100	442,100	464,000
54	259,300	274,000	294,700	343,500	403,600	420,800	442,600	464,100
55	260,500	275,300	296,500	345,300	404,800	421,500	442,900	464,400
56	261,800	276,700	298,300	347,100	406,100	422,200	443,200	464,600
57	262,900	277,900	299,900	348,500	407,400	422,800	443,400	465,000
58	263,900	279,000	301,700	350,200	408,100	423,300	443,700	465,200
59	265,000	280,600	303,500	351,900	408,900	423,900	444,000	465,400
60	266,000	281,900	305,300	353,600	409,700	424,500	444,300	465,600
61	267,000	283,300	306,800	355,100	410,300	424,900	444,500	466,000
62	268,000	284,900	308,600	356,800	411,000	425,500	444,800	466,200
63	269,000	286,400	310,400	358,500	411,700	426,100	445,100	466,400
64	270,000	288,000	312,200	360,300	412,400	426,600	445,400	466,600
65	271,100	289,500	313,800	362,000	412,700	427,100	445,800	467,100
66	272,400	291,000	315,500	363,600	413,400	427,600	446,100	467,300
67	273,700	292,400	317,200	365,200	414,100	428,100	446,400	467,500
68	275,100	294,000	318,900	366,800	414,700	428,600	446,700	467,700
69	276,300	295,500	320,400	368,100	415,000	428,900	446,900	468,100
70	277,600	297,100	321,800	369,600	415,600	429,200	447,200	
71	279,000	298,700	323,300	370,900	416,200	429,500	447,500	
72	280,400	300,300	324,800	372,400	416,700	429,800	447,800	
73	281,700	301,600	326,000	373,500	417,200	430,100	448,000	
74	283,200	303,100	327,600	374,800	417,600	430,400	448,300	
75	284,600	304,600	329,300	376,200	418,100	430,700	448,600	
76	286,000	306,100	331,000	377,500	418,700	431,000	448,900	
77	287,100	307,300	332,800	379,000	419,000	431,200	449,100	
78	288,300	308,800	334,500	380,200	419,600	431,600	449,500	
79	289,500	310,300	336,100	381,400	420,200	431,900	449,800	
80	290,800	311,800	337,800	382,600	420,700	432,200	450,100	
81	291,800	313,200	339,500	383,700	420,900	432,400	450,300	
82	293,100	314,600	341,200	384,900	421,400	432,700	450,600	
83	294,400	316,000	342,900	386,100	421,900	433,000	450,900	
84	295,800	317,400	344,600	387,400	422,400	433,200	451,200	
85	297,100	318,700	346,100	388,400	422,700	433,400	451,900	

86	298,300	320,200	347,700	389,000	423,200	433,700
87	299,500	321,700	349,200	389,600	423,500	434,000
88	300,700	323,200	350,700	390,200	423,800	434,200
89	301,800	324,600	351,900	390,800	424,100	434,400
90	303,000	326,100	353,300	391,400	424,600	434,700
91	304,200	327,600	354,600	392,000	425,000	435,000
92	305,400	329,100	356,000	392,600	425,400	435,300
93	306,300	330,400	357,400	393,000	425,700	435,500
94	307,500	331,800	358,900	393,600	426,100	435,800
95	308,800	333,200	360,400	394,100	426,500	436,100
96	310,100	334,600	361,900	394,600	426,900	436,300
97	311,200	335,700	363,400	394,900	427,200	436,500
98	312,400	337,100	364,600	395,500	427,600	436,800
99	313,600	338,400	365,800	396,100	428,000	437,100
100	314,800	339,800	367,000	396,700	428,400	437,300
101	315,900	341,100	368,000	396,900	428,800	437,500
102	317,000	342,200	369,200	397,400	429,200	
103	318,100	343,400	370,400	397,900	429,600	
104	319,200	344,600	371,600	398,400	429,900	
105	320,200	345,700	372,800	398,700	430,300	
106	320,900	346,800	373,400	399,200		
107	321,500	347,900	374,000	399,700		
108	322,100	349,000	374,600	400,000		
109	322,500	350,000	375,200	400,300		
110	323,100	351,000	375,700	400,800		
111	323,700	352,000	376,200	401,300		
112	324,300	353,000	376,700	401,800		
113	325,100	353,800	377,000	402,100		
114	325,800	354,800	377,400	402,600		
115	326,500	355,800	378,000	403,100		
116	327,300	356,800	378,600	403,600		
117	327,800	357,900	378,900	403,900		
118	328,600	358,400	379,400	404,400		
119	329,400	359,000	380,000	404,900		
120	330,200	359,600	380,500	405,400		
121	330,700	360,100	380,600	405,900		
122	331,200	360,600	381,200	406,300		
123	331,700	361,100	381,700	406,800		

別表第3 (第3条関係)
教育職給料表

職員の区分	職務の等級	給料月額								
		1級	2級	3級	4級					
再任用職員以外の職員	1	158,300	204,000	336,600	428,000	34	222,300	277,500	404,400	483,400
	2	159,800	205,700	338,900	429,800	35	224,100	279,800	406,100	484,100
	3	161,300	207,500	341,200	431,600	36	225,900	282,000	407,800	484,900
	4	162,800	209,200	343,600	433,400	37	227,700	284,200	409,100	485,500
	5	164,600	211,100	345,800	435,000	38	229,500	286,300	410,600	486,200
	6	166,500	212,800	348,100	436,600	39	231,300	288,500	412,100	486,900
	7	168,400	214,500	350,400	438,500	40	233,100	290,500	413,700	487,600
	8	170,200	216,200	352,700	440,400	41	235,000	292,500	415,300	488,300
	9	172,100	218,000	354,800	442,000	42	236,700	295,000	416,700	489,000
	10	174,200	219,900	357,000	443,900	43	238,400	297,400	418,100	489,700
	11	176,400	221,800	359,200	445,800	44	240,000	299,900	419,700	490,400
	12	178,400	223,700	361,500	447,700	45	241,700	302,100	421,300	491,000
	13	180,600	225,400	363,600	449,400	46	243,100	304,600	422,600	491,800
	14	182,800	227,400	365,600	451,300	47	244,500	307,200	424,200	492,500
	15	185,100	229,400	367,700	453,200	48	245,800	309,900	425,900	493,200
	16	187,300	231,400	369,800	455,100	49	247,300	312,400	427,500	493,800
	17	189,800	233,300	371,700	456,700	50	248,700	314,900	428,900	494,500
	18	192,400	236,000	373,700	458,600	51	250,000	317,300	430,500	495,300
	19	195,000	238,700	375,700	460,400	52	251,600	319,800	432,200	496,000
	20	197,500	241,500	377,800	462,300	53	252,900	322,300	433,900	496,600
	21	200,100	244,200	379,700	464,000	54	254,300	324,500	435,300	497,300
	22	201,800	247,100	381,600	465,800	55	255,700	326,600	436,900	498,000
	23	203,500	250,100	383,500	467,600	56	256,800	328,900	438,600	498,800
	24	205,200	253,000	385,400	469,400	57	258,200	331,100	439,900	499,400
	25	207,000	255,700	387,400	471,000	58	259,500	333,200	441,400	500,100
	26	208,700	258,400	389,300	472,700	59	260,600	335,400	442,900	500,800
	27	210,400	261,000	391,200	474,300	60	262,000	337,600	444,200	501,500
	28	212,100	263,400	393,100	476,000	61	263,300	339,700	445,400	502,200
	29	213,800	266,000	394,900	477,500	62	264,500	341,900	446,700	
	30	215,500	268,500	396,900	478,900	63	265,900	344,100	448,100	
	31	217,200	270,700	398,900	480,200	64	267,200	346,300	449,300	
	32	219,000	273,000	400,900	481,600	65	268,600	348,400	450,500	
	33	220,500	275,300	402,800	482,700	66	270,200	350,600	451,700	
					67	271,700	352,800	452,900		
					68	273,400	355,000	454,200		
					69	275,000	356,900	455,300		
					70	276,500	359,000	456,500		
					71	277,900	361,100	457,800		
					72	279,400	363,100	459,000		

73	280,500	365,300	460,100	113	323,300	416,000
74	281,900	367,300	460,800	114	323,700	416,800
75	283,300	369,300	461,300	115	324,200	417,500
76	284,700	371,300	461,800	116	324,700	418,200
77	286,000	373,100	462,300	117	325,100	418,700
78	287,200	374,800	462,900	118	325,600	419,200
79	288,400	376,500	463,400	119	326,100	419,700
80	289,700	378,200	463,900	120	326,600	420,100
81	290,900	379,800	464,500	121	326,900	420,500
82	292,100	381,300	465,100	122	327,300	420,800
83	293,400	382,800	465,600	123	327,800	421,100
84	294,700	384,400	466,100	124	328,400	421,300
85	295,800	385,400	466,600	125	328,700	421,500
86	297,000	386,900	467,200	126	329,100	421,800
87	298,200	388,300	467,800	127	329,400	422,100
88	299,400	389,700	468,300	128	329,800	422,300
89	300,500	391,000	468,800	129	329,900	422,500
90	301,700	392,300	469,400	130	330,300	422,800
91	302,900	393,600	470,100	131	330,700	423,200
92	304,100	394,900	471,100	132	331,100	423,400
93	305,100	396,200	471,700	133	331,200	423,700
94	306,200	397,400	472,700	134	331,400	423,900
95	307,400	398,700	473,700	135	331,700	424,200
96	308,600	400,100	474,700	136	332,000	424,400
97	309,600	401,300	475,400	137	332,200	424,600
98	310,700	402,400		138	332,400	424,900
99	311,800	403,500		139	332,700	425,200
100	312,900	404,600		140	333,000	425,400
101	313,900	405,400		141	333,100	425,600
102	315,000	406,400		142	333,400	425,900
103	316,100	407,500		143	333,700	426,200
104	317,100	408,600		144	334,000	426,500
105	317,700	409,300		145	334,200	426,700
106	318,600	410,300		146	334,400	427,000
107	319,500	411,200		147	334,700	427,300
108	320,500	412,200		148	335,000	427,500
109	321,300	413,000		149	335,300	427,700
110	321,700	413,900		150	335,500	428,000
111	322,200	414,700		151	335,800	428,300
112	322,700	415,500				

再任用職員	152	336,100	428,600		
	153	336,300	429,000		
		239,700	281,100	339,500	426,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第3条関係)
研究職給料表

職員の区分	職務の級	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
再任用職員以外の職員	1	143,600	194,200	282,200	336,200	389,500
	2	144,700	196,800	285,000	338,500	391,800
	3	145,900	199,300	287,600	340,800	394,000
	4	147,000	201,700	290,400	343,100	396,300
5	148,200	204,400	292,800	345,200	397,900	
6	149,500	206,700	294,900	347,300	400,000	
7	150,800	209,000	297,100	349,500	402,000	
8	152,100	211,200	299,300	351,700	404,100	
9	153,200	213,500	301,600	353,700	405,900	
10	154,900	215,800	304,400	355,800	407,700	
11	156,600	218,200	307,100	357,900	409,500	
12	158,200	220,500	309,800	360,000	411,300	
13	159,800	222,800	312,300	361,900	413,000	
14	161,700	225,200	315,100	363,900	414,800	
15	163,600	227,700	317,800	366,000	416,500	
16	165,600	230,200	320,600	368,100	418,300	
17	167,700	232,500	323,300	369,800	419,300	
18	169,800	235,400	325,600	371,900	421,000	
19	172,100	238,300	327,800	374,000	422,600	
20	174,200	241,200	330,200	376,000	424,200	
21	176,500	243,900	332,400	377,800	425,500	
22	178,900	246,500	334,500	379,700	427,200	
23	181,400	249,200	336,600	381,500	428,900	
24		183,700	251,800	338,800	383,400	430,400
25		185,900	254,700	340,900	385,200	431,900
26		188,000	257,200	342,800	387,000	433,500
27		190,200	259,700	344,700	388,800	435,200
28		192,300	262,200	346,700	390,600	436,800
29		194,400	264,700	348,700	392,100	438,300
30		196,200	267,000	350,400	393,800	439,800
31		198,100	269,300	352,000	395,500	441,300
32		199,800	271,500	353,600	397,200	442,700
33		201,800	273,600	355,100	398,500	444,100
34		203,600	275,700	356,600	399,800	445,500
35		205,500	277,900	358,100	400,900	446,900
36		207,300	279,900	359,600	402,200	448,300
37		209,300	281,900	361,100	403,400	449,600
38		211,200	283,300	362,400	404,500	450,700
39		213,100	284,700	363,700	405,600	451,800
40		214,900	286,400	365,000	406,600	452,900
41		216,900	287,700	366,100	407,600	453,600
42		218,800	288,900	367,400	408,700	454,600
43		220,700	289,900	368,700	409,800	455,600
44		222,500	290,900	369,800	411,000	456,700
45		224,500	291,700	371,000	411,900	457,700
46		226,400	292,900	372,300	413,000	458,700
47		228,300	294,200	373,600	414,200	459,400
48		230,200	295,600	374,800	415,200	460,300
49		232,000	296,900	375,900	416,000	461,100
50		233,800	298,100	377,200	417,000	461,700
51		235,700	299,300	378,500	418,000	462,300
52		237,400	300,600	379,800	419,000	462,900
53		239,100	301,800	380,500	419,600	463,600
54		240,900	303,100	381,500	420,300	464,200
55		242,700	304,400	382,500	420,900	464,600
56		244,500	305,600	383,500	421,600	465,200
57		246,000	306,600	384,300	422,000	465,700
58		247,100	307,800	385,100	422,500	466,300
59		248,200	309,000	385,800	423,000	466,800
60		249,300	310,100	386,500	423,400	467,200
61		250,500	311,200	387,000	424,000	467,700

62	251,600	312,300	387,900	424,400	468,400
63	252,600	313,400	388,800	425,000	469,100
64	253,800	314,600	389,700	425,900	469,900
65	254,900	315,700	390,400	426,600	470,800
66	256,100	316,800	391,200	427,400	471,700
67	257,400	317,900	392,000	427,900	472,500
68	258,400	319,000	392,800	428,700	473,200
69	259,500	320,200	393,400	429,000	473,900
70	260,900	321,300	394,100	429,700	474,700
71	262,400	322,400	394,800	430,200	475,500
72	263,900	323,500	395,400	430,600	476,300
73	265,300	324,300	396,000	431,100	477,000
74	266,700	325,400	396,600		
75	268,100	326,500	397,300		
76	269,200	327,600	398,100		
77	270,500	328,700	398,800		
78	271,800	329,700	399,500		
79	273,100	330,700	400,100		
80	274,300	331,700	400,700		
81	275,700	332,600	401,300		
82	277,000	333,400	401,900		
83	278,300	334,100	402,600		
84	279,500	334,900	403,200		
85	280,700	335,500	403,700		
86	281,900	336,000	404,200		
87	283,200	336,500	404,700		
88	284,400	337,000	405,400		
89	285,600	337,200	405,800		
90	286,800	337,700			
91	288,000	338,200			
92	289,100	338,700			
93	290,300	339,000			
94	291,300	339,500			
95	292,300	340,000			
96	293,200	340,500			
97	294,100	341,000			
98	295,000	341,500			
99	295,900	342,000			
100	296,700	342,600			

別表第5 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の等級	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
再任用職員以外の職員	1	247,700	334,300	400,200	477,200
	2	250,200	337,300	403,100	479,500
	3	252,700	340,200	406,100	481,800
	4	255,200	343,300	409,000	484,100
	5	257,800	346,200	411,900	486,500
	6	261,600	349,600	414,700	488,700
	7	265,500	352,800	417,500	490,900
再任用職員	121	305,900	352,200	289,400	328,700
		221,600	263,900		357,200
	101	297,400	343,100		
	102	298,100	343,600		
	103	298,800	344,100		
	104	299,500	344,600		
	105	300,300	344,900		
	106	300,800	345,400		
	107	301,300	345,800		
	108	301,800	346,300		
	109	301,900	346,800		
	110	302,300	347,300		
111	302,600	347,700			
112	302,900	348,200			
113	303,300	348,700			
114	303,600	349,100			
115	303,900	349,600			
116	304,200	350,000			
117	304,500	350,500			
118	304,900	350,900			
119	305,200	351,400			
120	305,600	351,800			

8	269,300	355,900	420,300	493,100	46	381,100	450,500	504,900	561,700
9	273,000	359,000	423,000	495,400	47	382,600	452,300	506,700	562,700
10	277,000	362,000	425,600	497,500	48	384,100	454,100	508,500	563,700
11	281,100	365,200	428,300	499,600	49	385,400	455,900	510,200	564,700
12	285,100	368,300	431,000	501,700	50	386,400	457,700	511,500	565,600
13	289,100	371,500	433,700	503,900	51	387,400	459,500	512,800	566,500
14	293,100	375,100	436,200	506,000	52	388,400	461,300	514,100	567,400
15	297,100	378,700	438,700	508,100	53	389,400	463,100	515,300	568,300
16	301,000	382,300	441,100	510,200	54	390,300	464,300	516,600	569,200
17	304,800	386,000	443,500	512,200	55	391,200	465,500	517,900	570,100
18	308,500	388,800	445,900	514,200	56	392,100	466,700	519,200	571,000
19	312,100	391,600	448,300	516,200	57	393,100	467,800	520,300	572,000
20	315,700	394,400	450,700	518,200	58	394,000	468,800	521,200	572,900
21	319,500	397,400	452,900	520,100	59	394,900	469,800	522,100	573,800
22	323,300	399,900	455,300	522,000	60	395,800	470,800	523,000	574,600
23	325,900	402,600	457,800	523,900	61	396,400	471,700	523,700	575,500
24	330,500	405,200	460,200	525,800	62	396,900	472,400	524,600	576,400
25	334,000	407,700	462,600	527,600	63	397,300	473,100	525,500	577,300
26	336,900	409,900	464,900	529,400	64	397,800	473,800	526,400	578,200
27	339,600	412,200	467,100	531,200	65	398,100	474,400	527,300	579,100
28	342,200	414,500	469,400	533,000	66		475,100	528,200	
29	345,200	416,900	471,600	534,900	67		475,800	529,100	
30	347,400	419,000	473,900	536,700	68		476,500	530,000	
31	349,800	421,100	476,200	538,500	69		476,900	530,800	
32	352,100	423,200	478,500	540,300	70		477,600	531,700	
33	354,400	425,400	480,600	541,900	71		478,300	532,600	
34	356,800	427,400	482,700	543,700	72		479,000	533,400	
35	359,200	429,400	484,800	545,500	73		479,400	534,100	
36	361,600	431,400	486,900	547,300	74		480,000	535,000	
37	364,100	433,500	489,000	549,000	75		480,700	535,900	
38	366,500	435,500	490,800	550,600	76		481,400	536,700	
39	369,000	437,500	492,600	552,200	77		481,900	537,600	
40	371,400	439,500	494,400	553,800	78		482,500	538,500	
41	373,800	441,400	496,100	555,400	79		483,100	539,400	
42	375,200	443,200	497,900	556,800	80		483,700	540,300	
43	376,700	444,900	499,700	558,200	81		484,300	541,100	
44	378,200	446,700	501,500	559,600	82		484,900	542,000	
45	379,700	448,700	503,200	560,700	83		485,500	542,900	
					84		486,100	543,800	

再任用職員	97	299,700	342,800	398,000	472,200
	85		486,400	544,700	
	86		487,000	545,600	
	87		487,500	546,500	
	88		488,100	547,400	
	89		488,500	548,200	
	90		489,100		
	91		489,700		
	92		490,200		
	93		490,700		
	94		491,300		
	95		491,900		
	96		492,500		
			493,000		

4 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の等級	給料月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
再任用職員以外の職員	1	149,300	188,400	224,300	251,300	283,900	333,000	379,700
	2	150,700	190,000	225,800	252,700	286,000	335,100	382,400
	3	152,100	191,700	227,200	254,000	288,100	337,300	385,100
	4	153,500	193,400	228,700	255,400	290,400	339,400	387,800
	5	154,800	194,700	230,300	256,500	292,700	341,700	390,400
	6	156,600	196,300	231,900	257,900	294,800	343,900	393,100
	7	158,500	197,900	233,400	259,300	297,000	346,000	395,700
	8	160,200	199,400	234,900	260,700	299,200	348,200	398,400
	9	161,900	201,000	236,400	261,900	301,300	350,300	400,500
	10	163,600	202,700	238,100	263,300	303,500	352,400	402,800
	11	165,300	204,400	239,400	264,600	305,800	354,400	404,900
	12	167,100	206,100	240,800	265,800	308,100	356,500	407,100
	13	168,600	207,700	242,400	267,200	310,300	358,700	409,400
	14	170,500	209,300	243,800	268,600	312,400	360,800	411,400
	15	172,500	210,900	245,200	270,100	314,600	362,700	413,400
	16	174,400	212,400	246,600	271,700	316,800	364,800	415,600
	17	176,400	213,900	247,800	273,200	318,800	366,800	417,600
	18	178,300	215,600	249,100	274,900	320,900	368,900	419,600
	19	180,200	217,300	250,500	276,500	323,000	370,800	421,600
	20	182,000	219,000	251,600	278,400	325,200	372,900	423,600
	21	184,100	220,300	252,600	280,100	327,300	374,800	425,400
	22	185,600	221,900	254,000	282,000	329,200	376,900	427,000
	23	187,100	223,200	255,100	283,900	331,200	379,000	428,600
	24	188,600	224,800	256,400	285,800	333,200	381,100	430,200
	25	190,300	226,100	257,500	287,700	335,200	382,700	431,700
	26	191,800	227,600	259,100	289,600	337,200	384,500	433,000
	27	193,300	229,100	260,500	291,400	339,200	386,300	434,300
	28	194,700	230,500	262,200	293,300	341,300	388,000	435,700
	29	196,300	231,900	263,700	295,400	343,300	389,900	437,000
	30	197,600	233,300	265,400	297,300	345,100	391,400	438,300
	31	199,000	234,800	266,900	299,200	346,900	393,100	439,600
	32	200,300	236,200	268,600	301,000	348,600	394,700	440,700

33	201,800	237,700	270,300	302,800	350,400	396,100	441,900
34	203,200	239,100	272,100	304,600	352,300	397,300	443,200
35	204,500	240,200	273,900	306,400	354,200	398,600	444,400
36	205,900	241,600	275,600	308,100	356,100	399,900	445,700
37	207,200	242,800	277,300	309,700	358,000	401,000	446,900
38	208,600	244,200	279,000	311,400	359,600	402,200	447,600
39	210,000	245,400	280,700	313,200	361,300	403,400	448,200
40	211,300	246,800	282,400	315,000	363,000	404,600	448,900
41	212,600	248,100	284,100	316,500	364,300	405,400	449,400
42	213,800	249,400	285,800	318,200	365,500	406,200	449,800
43	215,000	250,600	287,500	319,800	366,700	407,000	450,200
44	216,200	251,800	289,200	321,300	367,800	407,700	450,600
45	217,400	253,000	290,900	322,700	369,000	408,200	451,000
46	218,500	254,500	292,600	324,300	369,900	408,900	451,400
47	219,500	255,800	294,300	325,900	371,100	409,300	451,800
48	220,700	257,400	296,000	327,400	372,200	409,800	452,100
49	221,800	259,100	297,500	329,000	373,200	410,200	452,400
50	222,700	260,500	299,000	330,300	374,200	410,500	452,900
51	223,600	261,900	300,600	331,500	375,100	410,800	453,200
52	224,500	263,200	302,100	332,700	376,100	411,200	453,500
53	225,200	264,400	303,500	333,800	376,900	411,500	453,800
54	226,200	265,800	305,000	334,800	377,800	411,800	
55	227,100	267,200	306,500	335,800	378,700	412,100	
56	228,000	268,500	308,000	336,700	379,600	412,400	
57	228,800	269,800	309,400	337,500	380,200	412,700	
58	229,700	271,100	310,800	338,300	381,000	413,000	
59	230,500	272,400	312,000	339,100	381,800	413,300	
60	231,400	273,600	313,400	340,000	382,600	413,700	
61	232,200	274,700	314,700	340,700	383,000	413,900	
62	233,200	276,000	316,000	341,100	383,700	414,200	
63	234,200	277,300	317,300	341,800	384,400	414,500	
64	235,200	278,500	318,700	342,500	385,100	414,800	
65	236,000	279,700	320,000	343,100	385,600	414,900	
66	236,800	280,700	320,800	343,800	386,300	415,400	
67	237,600	281,800	321,600	344,500	387,000	415,700	
68	238,500	282,900	322,400	345,200	387,700	416,000	
69	239,100	284,100	323,100	345,900	388,100	416,200	
70	239,800	285,200	323,800	346,500	388,600	416,500	

71	240,500	286,300	324,500	347,100	389,100	416,800
72	241,200	287,400	325,100	347,700	389,600	417,100
73	241,900	288,300	325,800	348,000	390,100	417,200
74	242,700	289,000	326,100	348,600	390,700	417,500
75	243,500	289,700	326,600	349,200	391,200	418,200
76	244,300	290,500	327,300	349,800	391,900	418,900
77	244,900	291,200	327,900	350,200	392,400	419,100
78	245,500	291,800	328,400	350,700	392,900	419,800
79	246,100	292,400	328,900	351,200	393,400	420,500
80	246,700	293,000	329,400	351,600	393,900	421,200
81	247,200	293,600	330,000	352,000	394,200	421,700
82	247,600	294,100	330,500	352,400	394,700	422,400
83	248,000	294,600	331,000	352,600	395,100	423,000
84	248,400	295,100	331,500	352,900	395,500	423,700
85	248,800	295,300	331,900	353,400	396,000	424,200
86		295,600	332,300	353,800	396,500	
87		295,800	332,600	354,200	396,900	
88		296,100	333,000	354,600	397,300	
89		296,300	333,300	355,000	397,600	
90		296,500	333,700	355,300	398,100	
91		296,700	334,100	355,500	398,500	
92		296,900	334,600	355,800	398,900	
93		297,300	335,100	356,200	399,400	
94		297,500	335,200	356,500	399,900	
95		297,700	335,500	356,800	400,300	
96		298,000	335,800	357,100	400,700	
97		298,300	336,000	357,500	401,100	
98		298,600	336,300	357,900	401,600	
99		298,900	336,600	358,300	402,000	
100		299,200	336,900	358,700	402,400	
101		299,500	337,000	359,200	402,800	
102		299,800	337,400	359,600		
103		300,100	337,800	360,000		
104		300,400	338,000	360,400		
105		300,600	338,100	360,900		
106			338,500			
107			338,900			
108			339,200			

再任用職員	109										
	110										
	111										
	112										
	113										
		192,000	219,400	248,300	264,000	288,100	329,800	373,500			
				340,700							
				339,300							
				339,700							
				340,100							
				340,500							

ウ 医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の等級	給料月額額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
再任用職員以外の職員	1	163,600	191,600	241,100	263,900	290,600	337,200	383,200
	2	165,000	193,700	242,900	264,900	292,600	339,400	385,900
	3	166,500	195,900	244,700	265,900	294,600	341,600	388,600
	4	167,900	198,000	246,500	266,900	296,600	343,800	391,300
	5	169,400	200,200	248,100	267,900	298,500	345,900	393,500
	6	171,000	202,600	249,500	269,000	300,400	348,100	395,900
	7	172,500	204,900	250,900	269,800	302,300	350,300	398,200
	8	174,000	207,200	252,000	271,000	304,300	352,500	400,400
	9	175,400	209,800	253,200	272,200	306,100	354,200	402,700
	10	177,100	211,200	254,200	273,000	308,000	356,200	404,900
	11	178,700	212,600	255,100	274,200	309,900	358,200	407,100
	12	180,300	214,100	256,300	275,600	311,800	360,200	409,500
	13	181,900	215,300	257,400	276,900	313,500	362,500	411,600
	14	184,000	216,900	258,500	278,400	315,300	364,600	413,700
	15	186,000	218,500	259,500	279,800	317,100	366,700	415,900
	16	188,100	219,900	260,400	281,300	319,000	368,800	418,100
	17	190,300	221,300	261,300	282,700	320,800	370,900	420,200
	18	192,500	222,800	262,300	284,200	322,500	373,000	422,400
	19	194,600	224,300	263,300	285,600	324,200	375,000	424,600
	20	196,800	225,800	264,500	287,200	325,900	377,200	426,800
	21	199,000	227,300	265,300	288,700	327,600	379,000	428,800
	22	201,200	229,000	266,200	290,300	329,200	381,100	430,700

23	203,500	230,700	267,100	291,800	330,800	383,200	432,600
24	205,700	232,400	268,200	293,400	332,400	385,300	434,500
25	207,900	233,800	269,500	294,800	334,000	387,500	436,200
26	209,200	235,500	271,000	296,600	335,500	389,200	437,900
27	210,600	237,200	272,400	298,400	337,100	391,000	439,600
28	211,900	238,900	273,700	300,200	338,700	392,900	441,200
29	213,000	240,700	275,100	301,700	340,100	394,800	442,400
30	214,300	242,200	276,700	303,400	341,600	396,600	444,000
31	215,600	243,500	278,200	305,100	343,100	398,500	445,400
32	216,900	244,900	279,800	306,700	344,800	400,400	447,000
33	218,100	246,000	281,400	308,200	346,300	402,100	448,600
34	219,400	247,000	282,900	309,800	347,900	403,900	450,200
35	220,800	247,900	284,400	311,400	349,500	405,700	451,800
36	222,100	249,200	285,800	313,100	351,100	407,600	453,300
37	223,600	250,200	287,300	314,700	352,800	409,100	454,500
38	225,000	251,300	288,700	316,300	354,400	410,800	455,800
39	226,400	252,300	290,200	317,900	356,000	412,600	457,100
40	227,900	253,300	291,700	319,500	357,600	414,400	458,600
41	229,100	254,100	293,200	321,100	358,900	416,000	459,600
42	230,500	255,100	294,800	322,600	360,400	417,600	460,300
43	231,900	256,000	296,400	324,100	361,900	419,200	461,200
44	233,200	257,000	298,000	325,600	363,400	420,500	461,800
45	234,500	257,900	299,400	326,600	364,900	421,700	462,700
46	235,900	258,900	300,900	328,100	366,100	422,800	463,400
47	237,200	259,800	302,400	329,600	367,600	423,800	464,200
48	238,600	260,900	303,900	331,000	369,000	425,100	465,100
49	239,600	262,000	305,300	332,300	370,400	426,400	465,800
50	240,700	263,400	306,600	333,700	371,800	427,500	466,500
51	241,700	264,600	307,900	335,000	373,200	428,800	467,200
52	242,800	265,900	309,300	336,400	374,700	429,900	468,100
53	243,800	267,100	310,800	337,900	376,100	431,100	468,900
54	245,000	268,700	312,100	339,300	377,300	432,200	469,700
55	246,000	270,200	313,400	340,700	378,500	433,300	470,400
56	247,000	271,800	314,800	342,100	379,700	434,400	471,100
57	248,000	273,300	316,000	343,000	380,800	435,500	472,000
58	249,000	274,900	317,400	344,300	381,800	436,100	
59	249,800	276,400	318,800	345,500	382,800	436,700	
60	250,800	278,000	320,200	346,800	383,800	437,100	

61	251,800	279,600	321,300	348,000	384,500	437,700
62	252,800	281,100	322,600	349,000	385,300	438,200
63	253,600	282,600	323,900	350,300	386,000	438,600
64	254,800	284,100	325,200	351,500	386,800	439,100
65	255,700	285,600	326,600	352,700	387,500	439,800
66	256,900	287,100	327,900	353,900	388,200	440,200
67	258,200	288,600	329,200	355,100	388,800	440,500
68	259,100	290,100	330,500	356,200	389,600	440,800
69	260,000	291,400	331,300	357,200	390,500	441,200
70	261,300	292,900	332,400	358,300	391,100	441,600
71	262,400	294,400	333,500	359,400	391,800	442,100
72	263,800	295,900	334,500	360,500	392,500	442,800
73	265,000	297,100	335,700	361,500	393,200	443,400
74	266,300	298,500	336,500	362,600	393,700	444,100
75	267,600	299,800	337,600	363,700	394,300	444,700
76	268,900	301,200	338,800	364,800	394,800	445,300
77	269,900	302,700	339,900	365,500	395,200	445,900
78	271,100	304,000	341,100	366,300	395,800	
79	272,400	305,300	342,300	367,100	396,400	
80	273,700	306,500	343,500	367,900	396,700	
81	274,700	307,500	344,700	368,500	397,000	
82	275,800	308,700	345,800	369,000	397,500	
83	276,800	309,800	346,900	369,400	397,900	
84	277,900	311,100	348,000	369,900	398,200	
85	278,800	312,100	348,900	370,600	398,500	
86	279,900	313,300	349,900	371,100	399,000	
87	280,900	314,500	350,700	371,700	399,500	
88	282,000	315,800	351,800	372,300	400,000	
89	283,100	317,100	353,000	372,600	400,300	
90	284,100	318,300	353,700	373,100	400,700	
91	285,000	319,500	354,500	373,700	401,200	
92	286,000	320,700	355,300	374,200	401,600	
93	286,900	321,600	356,000	374,500	402,000	
94	287,900	322,300	356,600	374,900	402,400	
95	288,900	323,000	357,200	375,300	402,900	
96	290,000	323,600	357,800	375,800	403,300	
97	291,000	324,200	358,200	376,400	403,800	

98	291,800	324,600	358,700	376,900	404,200
99	292,500	325,300	359,200	377,400	404,700
100	293,400	326,000	359,600	377,900	405,100
101	294,000	326,400	360,100	378,500	405,500
102	294,800	327,000	360,600	379,000	
103	295,600	327,600	361,100	379,500	
104	296,400	328,200	361,500	379,900	
105	297,200	328,700	361,800	380,500	
106	297,700	329,200	362,300	381,000	
107	298,200	329,700	362,700	381,500	
108	298,700	330,200	363,000	382,100	
109	298,900	330,400	363,500	382,700	
110	299,300	330,800	364,000	383,200	
111	299,500	331,200	364,500	383,700	
112	299,900	331,600	365,000	384,200	
113	300,100	332,000	365,500	384,800	
114	300,400	332,400	366,000		
115	300,800	332,800	366,500		
116	301,100	333,100	366,900		
117	301,400	333,300	367,400		
118	301,700	333,700	367,900		
119	302,000	334,000	368,400		
120	302,400	334,200	368,900		
121	302,700	334,400	369,300		
122	303,100	334,700	369,800		
123	303,500	335,000	370,300		
124	303,800	335,300	370,800		
125	304,000	335,600	371,100		
126	304,300	335,900			
127	304,700	336,300			
128	305,000	336,600			
129	305,100	336,700			
130	305,500	337,000			
131	305,900	337,300			
132	306,300	337,600			
133	306,500	337,900			
134	306,900	338,300			
135	307,200	338,700			

	136	307,500	339,100					
	137	307,700	339,400					
	138	308,000	339,800					
	139	308,400	340,200					
	140	308,700	340,600					
	141	308,900	340,900					
	142	309,300	341,300					
	143	309,700	341,600					
	144	310,000	342,000					
	145	310,100	342,400					
	146	310,400	342,800					
	147	310,800	343,200					
	148	311,200	343,600					
	149	311,300	343,900					
	150	311,600	344,300					
	151	311,900	344,700					
	152	312,200	345,100					
	153	312,500	345,400					
	154	312,800						
	155	313,000						
	156	313,300						
	157	313,700						
	158	314,000						
	159	314,300						
	160	314,600						
	161	315,000						
	162	315,300						
	163	315,600						
	164	315,900						
	165	316,300						
	166	316,600						
	167	316,900						
	168	317,200						
	169	317,600						
再任 用職 員		240,400	261,200	268,600	279,100	295,800	334,100	379,700

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条、第九条及び第十条第二項第二号の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例(第七条の第三項第一号の改正規定、附則第六項の改正規定及び別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)による改正後の職員の給与に関する条例の規定は平成二十八年四月一日から、この条例(第十七条の四第二項第一号及び第二号の改正規定並びに附則第十一項の改正規定に限る。)による改正後の職員の給与に関する条例の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。
(給与の内払)
- 3 この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合には、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(平成二十八年十二月期に支給する勤勉手当の特例)
- 4 職員の給与に関する条例第十七条の四第一項の規定に基づいて職員が平成二十八年十二月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の条例第十七条の四第二項第一号の規定の適用については同号中「百分の八十五(特定幹部職員にあつては、百分の百五)」とあるのは「百分の九十(特定幹部職員にあつては、百分の百十)」とし、同項第二号の規定の適用については同号中「百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)」とあるのは「百分の四十二・五(特定幹部職員にあつては、百分の五十二・五)」とし、改正後の条例附則第十一項の規定の適用については同項中「百分の〇・七六五(特定幹部職員にあつては百分の〇・九四五)」とあるのは「百分の〇・八一(特定幹部職員にあつては百分の〇・九九)」と、「百分の八十五(特定幹部職員にあつては百分の百五)」とあるのは「百分の九十(特定幹部職員にあつては百分の百十)」とする。
(平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)
- 5 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における改正後の条例第八条及び第九条の規定の適用については、次のとおりとする。
一 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、改正後の条例第八項第一号及び第九項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後の条例第八項第三号及び第九項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職八級職員等」という。))にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については一万円、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき八千円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人

については一万円)、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については一人につき六千五百円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち一人については九千円)」と、同条第一項中「扶養親族(行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、行政職九級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第一号中「場合(行政職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行政職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)」とあるのは「二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該子は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第一号に該子は第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日当する場合を除く。))」

と、同条第

二項中「扶養親族(行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職九級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職九級以上職員等以外の職員から行政職九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「において、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場

合においては、「これらの日」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

二 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、改正後の条例第八條第一項ただし書及び第九條第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後の条例第八條第三項及び第九條の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職八級職員等」という。）にあつては、二千五百円）、前項第二号」とあるのは、「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職九級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行政職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行政職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職九級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職九級以上職員等以外の職員から行政職九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級以上職員等となつた日」とあり、及び同項第二号中「場合及び行政職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行政職八級職員等が行政職八級職員等及び行政職九級以上職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等が行政職八級以上職員等」と、同項第六号中「行政職八級職員等及び行政職九級以上職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等」と、「が行政職八級職員等」とあるのは「が行政職八級以上職員等」とする。

その職員が行政職九級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

三 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後の条例第八條第一項ただし書並びに第九條第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、改正後の条例第八條第三項及び第九條の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が八級」とあるのは「が八級以上」と、「行政職八級職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職九級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行政職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行政職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職九級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職九級以上職員等以外の職員から行政職九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行政職八級職員等が行政職八級職員等及び行政職九級以上職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等が行政職八級以上職員等」と、同項第六号中「行政職八級職員等及び行政職九級以上職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等」と、「が行政職八級職員等」とあるのは「が行政職八級以上職員等」とする。

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

福島県条例第八十六号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第一百号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百六十」を「百分の百六十五」に改める。

附則に次の一項を加える。

12 平成二十八年十二月に支給する期末手当に関する第五条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「百分の百六十五」とあるのは、「百分の百七十」とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第十二項の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（人 事 課）

福島県条例第八十七号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第一項中「当該子」を「当該職員の子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第一項から第三項までにおいて同じ。）」に改め、同条第二項中「第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、

疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）」に改める。

第八条の五第四項中「第一項及び前項」を「前三項」に、「第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「介護」と、前項中「を「介護」と、第二項中「三歳に満たない子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と、前項中」に改める。

第十一条中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

第十五条第一項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者」に改め、「ため、」の下に「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十五条の二 介護時間は、職員が要介護者の介護を要するため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第十二条の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について一時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を給与の額から減額する。

第十六条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

第二条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条の四第一項中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十六条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十五条第一項に規定する指定期間について、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（人事課）

福島県条例第八十八号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百六十」に改める。

附則に次の一項を加える。

5 平成二十八年十二月に支給する期末手当に関する第六条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の百六十五」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（附則に一項を加える改正規定に限る。）による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。（期末手当の内払）
- 3 この条例による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、この条例による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。（人事委員会規則への委任）
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（人事課）

福島県条例第八十九号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百六十」に改める。

附則に次の一項を加える。

（平成二十八年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

6 平成二十八年十二月に支給する期末手当に関する第九条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の百六十五」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（附則に一項を加える改正規定に限る。）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。（期末手当の内払）
- 3 この条例による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。（人事委員会規則への委任）
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（人事課）

福島県条例第九十号

福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

福島県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中、「その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第五項中、「その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第十項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第十一条第十四項中「規定は、」の下に「第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第四項又は第五項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第六項又は第七項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 退職職員（退職した福島県職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職

（経過措置）

福島県条例第九十一号

- 員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた県の事務を雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正後の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の福島県職員の退職手当に關する条例（以下「新条例」という。）第十一条第四項又は第五項の勤続期間を計算する場合における福島県職員の退職手当に關する条例第九条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続き続いた在職期間）」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。
- 3 新条例第十一条第十項（同項第六号に係る部分に限り、同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に關し、この条例による改正前の福島県職員の退職手当に關する条例（以下「旧条例」という。）第十一条第十項第六号に掲げる広域求職活動費の額に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧条例第十一条第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第十一条第四項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費の額に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第十一条第十四項において準用する同条第十項（同項第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する福島県職員の退職手当に關する条例第十一条第十項第四号に掲げる就業促進手当の額に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第十一条第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第十一条第四項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する福島県職員の退職手当に關する条例第十一条第十項第五号に掲げる移転費の額に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

福島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

- 福島県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年福島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。
- 第九条第一項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」に改める。
- 第十九条第一項第五号中「仮認定」を「特例認定」に改める。
- 第二十五条第二項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項を削る。
- 第二十六条第三項第五号を削り、同条第四項中「又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うとき」及び「又は第四項」を削り、同条第五項中「若しくは第四項」を削る。
- 第二十八条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条中「仮認定を」を「特例認定を」に改め、同条第五号中「過去の仮認定」を「過去の特例認定（特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）による改正前の法第五十八条第一項に規定する仮認定を含む。）」に改める。
- 第二十九条の見出し中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定」を「特例認定」に改め、「及び第四項」を削り、「三年が」を「五年が」に改める。
- 第三十一条の見出し中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定」を「特例認定」に改める。
- 第三十三条及び第三十四条中「第五十四条第二項から第四項まで」を「第五十四条第二項及び第三項」に改める。
- 第三十五条中「第五十四条第五項」を「第五十四条第四項」に改める。
- 別表中「会津若松市」を「福島市 会津若松市」に改める。
- 附則
- （施行期日）
- 1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号。以下「改正法」という。）附則第一条本文に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成二十九年四月一日（以下「別表の改正規定の施行の日」という。）から施行する。
- （事業報告書等に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の福島県特定非営利活動促進法施行条例（以下「新条例」という。）第九条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新条例第九条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る改正前の福島県特定非営利活動促進法施行条例（以下「旧条例」という。）第九条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。
- （役員報酬規程等に関する経過措置）

3 新条例第二十五条第二項（新条例第二十九条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項（新条例第二十九条において準用する場合を含む。）に規定する書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧条例第二十五条第二項（旧条例第二十九条において準用する場合を含む。）に規定する書類については、なお従前の例による。

（助成金の支給に係る書類に関する経過措置）

4 新条例第二十五条第三項（新条例第二十九条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項（新条例第二十九条において準用する場合を含む。）に規定する書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧条例第二十五条第三項（旧条例第二十九条において準用する場合を含む。）に規定する書類については、なお従前の例による。

（海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置）

5 この条例の施行の際現に改正法による改正前の特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「旧法」という。）第四十四条第一項の規定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下この項において「認定特定非営利活動法人等」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧条例第二十五条第四項（旧条例第二十九条において準用する場合を含む。）に規定する書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに旧条例第二十六条第三項（旧条例第二十九条において準用する場合を含む。）の規定による知事への書類の提出及び旧条例第二十六条第四項（旧条例第二十九条において準用する場合を含む。）の規定による関係知事への書類の提出並びに書類の閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

（事務処理の特例の経過措置）

6 別表の改正規定の施行の際別表の改正規定による改正後の福島県特定非営利活動促進法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第三十六条各号に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（以下「法」という。）及び福島県特定非営利活動促進法施行条例（以下「法令」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は別表の改正規定の施行の日前に法令のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、別表の改正規定の施行の日以後においては福島市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、別表の改正規定の施行の日以後における法及び改正後の条例の適用については、福島市長がした処分その他の行為又は福島市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（文化振興課）

福島県条例第九十二号

福島県旅券法に係る事務処理の特例に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号。以下「法」

という。）に基づく事務のうち一部を市町村が処理することに関し必要な事項を定めるものとする。

（市町村が処理する事務の範囲）

第二条 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務（規則で定める場合に係るものを除く。）で、須賀川市に住所を有する者その他規則で定める者に係るものは、同市が処理することとする。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第三条第一項の規定による申請の受理
- 二 法第三条第二項ただし書の規定による確認
- 三 法第三条第二項第二号の規定による認定
- 四 法第三条第三項の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求
- 五 法第八条第一項（法第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による交付
- 六 法第八条第三項の規定による交付
- 七 法第十二条第一項の規定による申請の受理
- 八 法第十七条第一項及び第二項の規定による届出の受理
- 九 法第十七条第三項の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求
- 十 法第十九条第五項の規定による返納の受理
- 十一 法第十九条第六項の規定による消印及び還付

附則

この条例は、平成二十九年五月八日から施行する。

（国際課旅券室）

福島県条例第九十三号

福島県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福島県地域医療再生臨時特例基金条例（平成二十一年福島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年十二月三十一日」を「平成三十年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（地域医療課）

福島県条例第九十四号

福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例

福島県ハイテクプラザ条例（平成四年福島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「電波暗室及び無響室並びに福島県ハイテクプラザ福島技術支援センター、福島県ハイテクプラザ津若松技術支援センター及び福島県ハイテクプラザいわき技術支援センターを除く。」を「テクノホール棟一階及び研究交流棟（役員室、厨房、コン

ピューター室及びOAコーナーを除く。)に限る。」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に効力を有する改正前の福島県ハイテクプラザ条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づき改正前の条例第五条に規定する指定管理者がした使用の承認その他の行為であつて、この条例の施行の日以後において改正後の条例の規定に基づき知事がすることとなる使用の承認その他の行為は、知事がした使用の承認その他の行為とみなす。

(産業創出課)

福島県条例第九十五号

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十一年福島県条例第百八号)の一部を次のように改正する。

本則中「郡山市、白河市、相馬市及び大玉村」を「別表第一に掲げる市町村」に改め、第一号から第四号までの規定中「二ヘクタール」を「四ヘクタール」に改め、本則を本則第一条とし、本則に次の三条を加える。

第二条

地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、法に基づく事務のうち次に掲げる事務は、別表第二に掲げる市町村が処理することとする。ただし、当該事務に係る土地の区域が二以上の市町村の区域にわたる場合は、この限りでない。

一 法第四条第一項の規定による許可(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合に係るものを除く。)

二 法第四条第八項の規定による国又は県との協議(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合に係るものを除く。)

三 法第五条第一項の規定による許可(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合に係るものを除く。)

四 法第五条第四項の規定による国又は県との協議(同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合に係るものを除く。)

五 法第十八条第一項の規定による許可

六 法第十八条第三項の規定による意見の聴取

七 法第四十九条第一項の規定による立ち入つての調査、測量並びに調査及び測量の障害となる竹木その他の物の除去及び移転(第一号、第三号、第五号、第十一号及び第十二号に掲げる事務に係るものに限る。)

八 法第四十九条第三項の規定による通知又は公示

九 法第四十九条第五項の規定による損失の補償

十 法第五十条の規定による報告の徴収

十一 法第五十一条第一項の規定による許可の取消し、許可の条件の変更及び付与並

びに命令

十二 法第五十一条第三項の規定による原状回復等の措置

十三 法第五十一条第五項の規定による費用の徴収

第三条

地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、法に基づく事務のうち次に掲げる事務は、別表第三に掲げる市町村が処理することとする。ただし、当該事務に係る土地の区域が二以上の市町村の区域にわたる場合は、この限りでない。

一 法第四条第一項の規定による許可(同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地を農地以外のものにする場合に係るものを除く。)

二 法第四条第八項の規定による国又は県との協議(同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地を農地以外のものにする場合に係るものを除く。)

三 法第五条第一項の規定による許可(同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合に係るものを除く。)

四 法第五条第四項の規定による国又は県との協議(同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合に係るものを除く。)

五 法第十八条第一項の規定による許可

六 法第十八条第三項の規定による意見の聴取

七 法第四十九条第一項の規定による立ち入つての調査、測量並びに調査及び測量の障害となる竹木その他の物の除去及び移転(第一号、第三号、第五号、第十一号及び第十二号に掲げる事務に係るものに限る。)

八 法第四十九条第三項の規定による通知又は公示

九 法第四十九条第五項の規定による損失の補償

十 法第五十条の規定による報告の徴収

十一 法第五十一条第一項の規定による許可の取消し、許可の条件の変更及び付与並びに命令

十二 法第五十一条第三項の規定による原状回復等の措置

十三 法第五十一条第五項の規定による費用の徴収

第四条

地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、法に基づく事務のうち次に掲げる事務は、別表第四に掲げる市町村が処理することとする。ただし、当該事務に係る土地の区域が二以上の市町村の区域にわたる場合は、この限りでない。

一 法第四条第一項の規定による許可(同一の事業の目的に供するため三十アール以下の農地を農地以外のものにする場合であつて、別表第五に掲げる用途に供するときに係るものに限る。)

二 法第四条第八項の規定による国又は県との協議(同一の事業の目的に供するため三十アール以下の農地を農地以外のものにする場合であつて、別表第五に掲げる用途に供するときに係るものに限る。)

三 法第五条第一項の規定による許可(同一の事業の目的に供するため三十アール以下の農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利

を取得する場合であつて、別表第六に掲げる用途に供するときに係るものに限る。）
 四 法第五条第四項の規定による国又は県との協議（同一の事業の目的に供するため三十アール以下の農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合であつて、別表第六に掲げる用途に供するときに係るものに限る。）

五 法第十八条第一項の規定による許可

六 法第十八条第三項の規定による意見の聴取

七 法第四十九条第一項の規定による立ち入つての調査、測量並びに調査及び測量の障害となる竹木その他の物の除去及び移転（第一号、第三号、第五号、第十一号及び第十二号に掲げる事務に係るものに限る。）

八 法第四十九条第三項の規定による通知又は公示

九 法第四十九条第五項の規定による損失の補償

十 法第五十条の規定による報告の徴収

十一 法第五十一条第一項の規定による許可の取消し、許可の条件の変更及び付与並びに命令

十二 法第五十一条第三項の規定による原状回復等の措置

十三 法第五十一条第五項の規定による費用の徴収

附則の次に別表として次の六表を加える。

別表第一（第一条関係）

福島市	郡山市	白河市	本宮市
-----	-----	-----	-----

別表第二（第二条関係）

相馬市	伊達市	大玉村
-----	-----	-----

別表第三（第三条関係）

いわき市	檜枝岐村	南会津町
------	------	------

別表第四（第四条関係）

南相馬市	棚倉町	矢祭町	埴町	鮫川村	玉川村	平田村	古殿町	富岡町
川内村	浪江町							

別表第五（第四条関係）

一 法第四条第六項第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第四項に規定する農用地利用計画（以下単に「農用地利用計画」という。）において指定された用途に供するとき。

二 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号。以下「令」という。）第四条第一項第二号イに規定する施設（農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号。以下「規則」という。）第三十三条に掲げる施設を除く。）に供するとき。
 三 法第四条第六項第一号イ及びロに掲げる農地以外の農地を二に規定する施設と同様の施設に供するとき。

四 規則第三十三条第四号に規定する施設に供するとき。

五 法第四条第六項第一号イ及びロに掲げる農地以外の農地を四に規定する施設と同様の施設に供するとき。

六 法第四条第六項第一号イに掲げる農地を令第四条第一項第一号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するとき（農地に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合の発電設備及び農地の法面又は畦畔に設置する太陽光発電設備（以下「営農型発電設備等」という。）を設置するときを除く。）。

七 令第四条第一項第一号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するとき（営農型発電設備等を設置するときを除く。）。

八 法第四条第六項第一号イ及びロに掲げる農地以外の農地を七に規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用と同様の目的に供するとき。

九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する用途地域内において工場、住宅その他の施設の用に供するとき（三、五及び八に該当するときを除く。）。

十 令第四条第一項第一号イ及びロに掲げる農地以外の農地を八に規定する施設と同様の施設に供するとき。

十一 令第五条第二項第一号イに規定する農地又は採草放牧地を農用地利用計画において指定された用途に供するとき。

十二 令第十一条第一項第二号イの規定による施設（規則第三十三条に掲げる施設を除く。）の用に供するとき。

十三 法第五条第二項第一号イ及びロに掲げる農地以外の農地を二に規定する施設と同様の施設に供するとき。

十四 規則第三十三条第四号に規定する施設に供するとき。

十五 法第五条第二項第一号イ及びロに掲げる農地以外の農地を四に規定する施設と同様の施設に供するとき。

十六 法第五条第二項第一号イに規定する農地又は採草放牧地を令第十一条第一項第一号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するとき（営農型発電設備等を設置するときを除く。）。

十七 令第十一条第一項第一号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するとき（営農型発電設備等を設置するときを除く。）。

十八 法第五条第二項第一号イ及びロに掲げる農地以外の農地を七に規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用と同様の目的に供するとき。

十九 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域内において工場、住宅その他の施設の用に供するとき（三、五及び八に該当するときを除く。）。

二十 令第四条第一項第一号イ及びロに掲げる農地以外の農地を八に規定する施設と同様の施設に供するとき。

二十一 令第五条第二項第一号イに規定する農地又は採草放牧地を農用地利用計画において指定された用途に供するとき。

二十二 令第十一条第一項第二号イの規定による施設（規則第三十三条に掲げる施設を除く。）の用に供するとき。

二十三 法第五条第二項第一号イ及びロに掲げる農地以外の農地を二に規定する施設と同様の施設に供するとき。

二十四 規則第三十三条第四号に規定する施設に供するとき。

二十五 法第五条第二項第一号イ及びロに掲げる農地以外の農地を四に規定する施設と同様の施設に供するとき。

二十六 法第五条第二項第一号イに規定する農地又は採草放牧地を令第十一条第一項第一号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するとき（営農型発電設備等を設置するときを除く。）。

二十七 令第十一条第一項第一号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するとき（営農型発電設備等を設置するときを除く。）。

二十八 法第五条第二項第一号イ及びロに掲げる農地以外の農地を七に規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用と同様の目的に供するとき。

二十九 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域内において工場、住宅その他の施設の用に供するとき（三、五及び八に該当するときを除く。）。

三十 令第四条第一項第一号イ及びロに掲げる農地以外の農地を八に規定する施設と同様の施設に供するとき。

三十一 令第五条第二項第一号イに規定する農地又は採草放牧地を農用地利用計画において指定された用途に供するとき。

三十二 令第十一条第一項第二号イの規定による施設（規則第三十三条に掲げる施設を除く。）の用に供するとき。

三十三 法第五条第二項第一号イ及びロに掲げる農地以外の農地を二に規定する施設と同様の施設に供するとき。

三十四 規則第三十三条第四号に規定する施設に供するとき。

三十五 法第五条第二項第一号イ及びロに掲げる農地以外の農地を四に規定する施設と同様の施設に供するとき。

三十六 法第五条第二項第一号イに規定する農地又は採草放牧地を令第十一条第一項第一号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するとき（営農型発電設備等を設置するときを除く。）。

三十七 令第十一条第一項第一号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するとき（営農型発電設備等を設置するときを除く。）。

三十八 法第五条第二項第一号イ及びロに掲げる農地以外の農地を七に規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用と同様の目的に供するとき。

三十九 都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域内において工場、住宅その他の施設の用に供するとき（三、五及び八に該当するときを除く。）。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例第一条各号、第二条各号、第三条各号及び第四条各号に掲げる事務に係る農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下「法」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては別表第一、別表第二、別表第三又は別表第四に掲げる各市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、それぞれ別表第一、別表第二、別表第三若しくは別表第四に掲げる各市町村の長がした処分その他の行為又はそれぞれ別表第一、別表第二、別表第三若しくは別表第四に掲げる各市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（農業担い手課）

福島県条例第九十六号

福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十二年福島県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「（福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十一年福島県条例第八号）本則第一号及び第二号の許可に係るものに限る。）に係る事務は、郡山市、白河市、相馬市及び大玉村が」を「に係る事務のうち、福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十一年福島県条例第八号。以下「条例」という。）第一条第一号及び第三号の許可に係る通知に係る事務は別表第一に掲げる市町村が、条例第二条第一号及び第三号の許可に係る通知に係る事務は別表第二に掲げる市町村が、条例第三条第一号及び第三号の許可に係る通知に係る事務は別表第三に掲げる市町村が、条例第四条第一号及び第三号の許可に係る通知に係る事務は別表第四に掲げる市町村がそれぞれ」に改める。

附則の次に別表として次の四表を加える。

別表第一

福島市 郡山市 白河市 本宮市

別表第二

相馬市 伊達市 大玉村

別表第三

いわき市 檜枝岐村 南会津町

別表第四

南相馬市 棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村 玉川村 平田村 古殿町 富岡町
川内村 浪江町

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例本則に規定する事務に係る租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の規定により知事がした通知で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては別表第一、別表第二、別表第三又は別表第四に掲げる各市町村の長がすることとなるものは、施行日以後における租税特別措置法の適用については、それぞれ別表第一、別表第二、別表第三又は別表第四に掲げる市町村の長がした通知とみなす。

（農業担い手課）

福島県条例第九十七号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例（昭和二十六年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第三号中「毎時二十五立方メートル」を「毎時十四立方メートル」に、「ある」を「である」に改める。
附則第二項各号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（建築指導課）

福島県条例第九十八号

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)
教育職給料表
ア 高等学校教育職給料表

再任用 学校職 員以外 の職員	職員の 区分	職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
1	給 号	給 料 月 額 円	給 料 月 額 円	給 料 月 額 円	給 料 月 額 円
1	1	158,300	204,000	336,600	428,000
2	2	159,800	205,700	338,900	429,800
3	3	161,300	207,500	341,200	431,600
4	4	162,800	209,200	343,600	433,400
5	5	164,600	211,100	345,800	435,000
6	6	166,500	212,800	348,100	436,600
7	7	168,400	214,500	350,400	438,500
8	8	170,200	216,200	352,700	440,400
9	9	172,100	218,000	354,800	442,000
10	10	174,200	219,900	357,000	443,900
11	11	176,400	221,800	359,200	445,800
12	12	178,400	223,700	361,500	447,700
13	13	180,600	225,400	363,600	449,400
14	14	182,800	227,400	365,600	451,300
15	15	185,100	229,400	367,700	453,200
16	16	187,300	231,400	369,800	455,100
17	17	189,800	233,300	371,700	456,700
18	18	192,400	236,000	373,700	458,600
19	19	195,000	238,700	375,700	460,400
20	20	197,500	241,500	377,800	462,300
21	21	200,100	244,200	379,700	464,000
22	22	201,800	247,100	381,600	465,800
23	23	203,500	250,100	383,500	467,600
24	24	205,200	253,000	385,400	469,400
25	25	207,000	255,700	387,400	471,000
26	26	208,700	258,400	389,300	472,700
27	27	210,400	261,000	391,200	474,300
28	28	212,100	263,400	393,100	476,000
29	29	213,800	266,000	394,900	477,500
30	30	215,500	268,500	396,900	478,900
31	31	217,200	270,700	398,900	480,200
32	32	219,000	273,000	400,900	481,600
33	33	220,500	275,300	402,800	482,700
34	34	222,300	277,500	404,400	483,400
35	35	224,100	279,800	406,100	484,100
36	36	225,900	282,000	407,800	484,900
37	37	227,700	284,200	409,100	485,500
38	38	229,500	286,300	410,600	486,200
39	39	231,300	288,500	412,100	486,900
40	40	233,100	290,500	413,700	487,600
41	41	235,000	292,500	415,300	488,300
42	42	236,700	295,000	416,700	489,000
43	43	238,400	297,400	418,100	489,700
44	44	240,000	299,900	419,700	490,400
45	45	241,700	302,100	421,300	491,000
46	46	243,100	304,600	422,600	491,800
47	47	244,500	307,200	424,200	492,500
48	48	245,800	309,900	425,900	493,200
49	49	247,300	312,400	427,500	493,800
50	50	248,700	314,900	428,900	494,500
51	51	250,000	317,300	430,500	495,300
52	52	251,600	319,800	432,200	496,000
53	53	252,900	322,300	433,900	496,600
54	54	254,300	324,500	435,300	497,300
55	55	255,700	326,600	436,900	498,000
56	56	256,800	328,900	438,600	498,800
57	57	258,200	331,100	439,900	499,400
58	58	259,500	333,200	441,400	500,100
59	59	260,600	335,400	442,900	500,800
60	60	262,000	337,600	444,200	501,500
61	61	263,300	339,700	445,400	502,200
62	62	264,500	341,900	446,700	502,900
63	63	265,900	344,100	448,100	503,600
64	64	267,200	346,300	449,300	504,300
65	65	268,600	348,400	450,500	505,000
66	66	270,200	350,600	451,700	505,700
67	67	271,700	352,800	452,900	506,400
68	68	273,400	355,000	454,200	507,100
69	69	275,000	356,900	455,300	507,800
70	70	276,500	359,000	456,500	508,500

71	277,900	361,100	457,800	109	321,300	413,000
72	279,400	363,100	459,000	110	321,700	413,900
73	280,500	365,300	460,100	111	322,200	414,700
74	281,900	367,300	460,800	112	322,700	415,500
75	283,300	369,300	461,300	113	323,300	416,000
76	284,700	371,300	461,800	114	323,700	416,800
77	286,000	373,100	462,300	115	324,200	417,500
78	287,200	374,800	462,900	116	324,700	418,200
79	288,400	376,500	463,400	117	325,100	418,700
80	289,700	378,200	463,900	118	325,600	419,200
81	290,900	379,800	464,500	119	326,100	419,700
82	292,100	381,300	465,100	120	326,600	420,100
83	293,400	382,800	465,600	121	326,900	420,500
84	294,700	384,400	466,100	122	327,300	420,800
85	295,800	385,400	466,600	123	327,800	421,100
86	297,000	386,900	467,200	124	328,400	421,300
87	298,200	388,300	467,800	125	328,700	421,500
88	299,400	389,700	468,300	126	329,100	421,800
89	300,500	391,000	468,800	127	329,400	422,100
90	301,700	392,300	469,400	128	329,800	422,300
91	302,900	393,600	470,100	129	329,900	422,500
92	304,100	394,900	471,100	130	330,300	422,800
93	305,100	396,200	471,700	131	330,700	423,200
94	306,200	397,400	472,700	132	331,100	423,400
95	307,400	398,700	473,700	133	331,200	423,700
96	308,600	400,100	474,700	134	331,400	423,900
97	309,600	401,300	475,400	135	331,700	424,200
98	310,700	402,400		136	332,000	424,400
99	311,800	403,500		137	332,200	424,600
100	312,900	404,600		138	332,400	424,900
101	313,900	405,400		139	332,700	425,200
102	315,000	406,400		140	333,000	425,400
103	316,100	407,500		141	333,100	425,600
104	317,100	408,600		142	333,400	425,900
105	317,700	409,300		143	333,700	426,200
106	318,600	410,300		144	334,000	426,500
107	319,500	411,200		145	334,200	426,700
108	320,500	412,200		146	334,400	427,000
				147	334,700	427,300

60	260,200	309,900	409,100	476,500	98	303,600	379,700	434,400
61	261,400	312,400	410,300	477,200	99	304,200	380,600	434,900
62	262,900	314,900	411,300		100	304,900	381,700	435,400
63	264,200	317,300	412,800		101	305,700	382,700	435,600
64	265,200	319,800	414,100		102	306,200	383,700	436,100
65	266,200	322,300	415,300		103	306,700	384,600	436,600
66	267,800	324,500	416,500		104	307,200	385,600	437,000
67	269,400	326,600	417,700		105	307,300	386,300	437,300
68	271,100	328,900	418,800		106	307,700	387,200	437,800
69	272,600	331,100	419,800		107	308,100	388,100	438,300
70	274,100	333,200	421,100		108	308,500	389,100	438,800
71	275,500	335,400	422,300		109	308,700	390,000	439,000
72	277,000	337,600	423,500		110	309,000	391,000	439,400
73	278,000	339,700	424,200		111	309,300	392,000	439,900
74	279,300	341,900	425,000		112	309,600	393,000	440,400
75	280,600	344,100	425,700		113	309,700	393,600	440,700
76	282,000	346,300	426,200		114	309,900	394,500	
77	283,200	348,000	426,500		115	310,100	395,400	
78	284,400	349,800	426,900		116	310,400	396,300	
79	285,600	351,600	427,400		117	310,700	397,100	
80	286,800	353,400	427,800		118	311,000	397,900	
81	288,000	355,000	428,100		119	311,300	398,700	
82	289,200	356,800	428,500		120	311,500	399,500	
83	290,400	358,600	428,900		121	311,600	400,400	
84	291,600	360,400	429,200		122	311,900	401,200	
85	292,600	362,100	429,500		123	312,100	402,000	
86	293,600	363,800	429,900		124	312,400	402,800	
87	294,600	365,400	430,300		125	312,700	403,400	
88	295,700	367,100	430,600		126		404,000	
89	296,600	368,600	431,100		127		404,600	
90	297,500	369,900	431,500		128		405,300	
91	298,400	371,200	431,800		129		406,000	
92	299,300	372,600	431,900		130		406,600	
93	299,800	373,700	432,100		131		407,100	
94	300,600	375,000	432,600		132		407,600	
95	301,400	376,200	433,100		133		407,900	
96	302,200	377,600	433,600		134		408,200	
97	302,900	378,600	433,900		135		408,500	
					136		408,900	

再任用 学校職 員	165	230,400	277,800	331,900	414,700
	137		409,200		
	138		409,500		
	139		409,800		
	140		410,100		
	141		410,400		
	142		410,700		
	143		411,000		
	144		411,300		
	145		411,500		
	146		411,800		
	147		412,100		
	148		412,300		
	149		412,600		
	150		412,900		
	151		413,200		
	152		413,400		
	153		413,600		
	154		413,900		
	155		414,200		
	156		414,400		
	157		414,600		
	158		414,900		
	159		415,000		
	160		415,200		
	161		415,600		
	162		416,200		
	163		416,800		
	164		417,400		

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額を、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(人事委員会規則への委任)
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職 員 課)

福島県条例第九十九号

福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例

福島県立特別支援学校条例（昭和三十三年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「福島県立盲学校」を「福島県立視覚支援学校」に、「福島県立聾学校」を「福島県立聴覚支援学校」に、「福島県立大笹生養護学校」を「福島県立大笹生支援学校」に、「福島県立郡山養護学校」を「福島県立郡山支援学校」に、「福島県立あぶくま養護学校」を「福島県立あぶくま支援学校」に、「福島県立須賀川養護学校」を「福島県立須賀川支援学校」に、「福島県立立石川養護学校」を「福島県立立石川支援学校」に、「福島県立立西郷養護学校」を「福島県立立西郷支援学校」に、「福島県立立猪苗代養護学校」を「福島県立立猪苗代支援学校」に、「福島県立立会津養護学校」を「福島県立立会津支援学校」に、「福島県立いわき養護学校」を「福島県立いわき支援学校」に、「福島県立富岡養護学校」を「福島県立富岡支援学校」に、「福島県立相馬養護学校」を「福島県立相馬支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(特別支援教育課)

福島県条例第百号

福島県道路交通関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県道路交通関係手数料条例（平成十二年福島県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

- 第一条の表中「又は中型自動車免許」を「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「七千四百円」を「七千五百円」に改める。
- 第二条の表中「又は中型自動車仮運転免許」を「中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「三千六百五十円」を「四千五十円」に、「六千六百五十円」を「六千七百円」に改める。

第三条の表普通自動車運転免許に係る再試験の項の前に次のように加える。

準中型自動車免許に係る再試験

二千元（法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千六百五十円）

第七条の二第一項中「又は第百一条の四第二項」を、「第百一条の四第二項又は第百一条の七第一項」に改める。

第十条第一項の表中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二万三千四百五十円」を「二万三千円」に改め、同条第二項の表中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表備考一中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二千八百円」を「二千四百五十円」に改め、同表備考二中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

第十二条第一項の表中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「一万四千九百五十円」を「一万四千六百円」に改め、同条第二項の表中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表備考一中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二千八百五十円」を「二千五百円」に改め、同表備考二中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

第十四条第一項の表法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習の項を次のように改める。

法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習一時間につき四千五百円
普通自動車免許に係る講習	準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習一時間につき二千四百五十円

第十四条第一項の表法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習の項中

普通自動車

免許に係る講習

講習一時間につき二千五十円

を

準中型自動車免許に係る
普通自動車免許に係る

る講習

講習一時間につき二千五百五十円

講習

講習一時間につき二千五十円

に改め、同表第百八条の二第一項第十一

号に掲げる講習の項中「規則で定める」の下に「道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下「施行令」という。）」を加え、同表法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習の項を次のように改める。

法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	四千六百五十円
小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	四千六百五十円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして施行令で定める基準に該当するものにあつては、七千五百五十円）	五千六百五十円

<p>り認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)</p> <p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(法第九十七條の二第一項第三号イ、第一百一條の四第二項又は第一百一條の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)</p>	<p>二千円</p>
<p>第十五条第一項中「初心運転者講習又は法第八條の二第一項第十三号」を「法第八條の二第一項第十号又は同項第十三号」に改める。</p> <p>第十九条第一項中「道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号。以下「施行令」という。)」を「施行令」に改める。</p> <p>第二十条の表特定任意高齢者講習の項を次のように改める。</p>	<p>二千円(当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして施行令で定める基準に該当するものにあつては、四千三百円)</p> <p>二千四百円</p>
<p>特定任意高齢者講習</p>	<p>簡易講習(チャレンジ講習の受講により身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対して行う講習で公安委員会規則で定めるものをいう。)</p> <p>千五百円</p>
<p>シニア運転者講習(簡易)</p>	<p>四千六百五十円(法第九十</p>

<p>講習以外の特定任意高齢者講習をいう。)</p>	<p>七條の二第一項第三号イ又は第一百一條の四第二項の規定による認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして施行令で定める基準に該当するものにあつては、七千五百五十円)</p>
----------------------------	---

附 則

1 (施行期日)

この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

2 (経過措置)

1 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第二百五十八号)附則第六條第一項の規定により、次の各号のいずれかに該当する者(道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。))附則第二條第二号に規定する限定が解除された者を除く。)に対するこの条例による改正後の福島県道路交通法関係手数料条例(以下「改正後の条例」という。))第三條及び第十四條の規定の適用については、改正後の條例第三條の表準中型自動車免許に係る再試験の項中「二千円」とあるのは「千九百五十円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号)による改正前の法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「四千六百五十円」とあるのは「二千八百五十円」と、改正後の條例第十四條の表法第八條の二第一項第十号に掲げる講習の項中「二千五百円」とあるのは「二千五百円」と読み替えるものとする。

2 改正法附則第二條の規定により改正法による改正後の道路交通法第八十四條第三項の準中型自動車免許(以下「準中型免許」という。))とみなされる改正法による改正前の道路交通法第八十四條第三項の普通自動車免許を受けている者

3 改正法附則第五條の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型免許を受けている者

3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成二十八年内閣府令第四十九号)附則第十七條の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料については、改正後の條例第十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(交通企画課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷